

令和5年（2023年）12月12日（火曜日）

第 2 号

令和5年第4回
北海道議会定例会
予算特別委員会会議録

第2号

令和5年(2023年)12月12日(火曜日)

出席委員

委員長

千葉英也君

副委員長

平出陽子君

清水敬弘君

今津寛史君

高田真次君

武市尚子君

千葉真裕君

田中勝一君

中村守君

寺島信寿君

小泉真志君

武田浩光君

瀧上綾子君

佐々木大介君

檜垣尚子君

渡邊靖司君

内田尊之君

大越農子君

太田憲之君

桐木茂雄君

中川浩利君

真下紀子君

赤根広介君

佐藤伸弥君

花崎勝君

藤沢澄雄君

吉田正人君

出席説明員

知事 鈴木直道君

副知事 浦本元人君

同 土屋俊亮君

同 濱坂真一君

総務部長
兼北方領土対策部長
山本倫彦君

総務部職員監 谷内浩史君

総務部危機管理監 古岡昇君

財産担当局長 清水章弘君

財政局長 木村敏康君

財政課長 松林直邦君

総合政策部長 三橋剛君

総合政策部
次世代社会戦略監 水口伸生君

総合政策部
地域振興監 菅原裕之君

総合政策部
交通企画監 宇野稔弘君

新幹線担当局長 金盛修君

物流担当局長 白戸則幸君

環境生活部長 加納孝之君

環境生活部
アイヌ政策監 相田俊一君

【予算特別委員会 12月12日 第2号】

自然環境局長 竹本 広幸 君
 スポーツ局長 高見 芳彦 君

保健福祉部長 道場 満 君
 保健福祉部
 感染症対策監 佐賀井 祐一 君
 保健福祉部
 子ども応援社会
 推進監 野澤 めぐみ 君
 地域医療推進局長 古川 秀明 君
 子ども政策局長 東 幸彦 君
 感染症対策局次長 黒須 成弘 君

経済部長 中島 俊明 君
 経済部観光振興監 槇 信彦 君
 経済部食産業振興監 仲野 克彦 君
 経済部
 ゼロカーボン推進監 今井 太志 君
 経済部次長
 兼経済企画局長 佐藤 秀行 君
 地域経済局長 磯部 政志 君
 労働政策局長 鶴蒔 徹 君
 経済企画局次長 石丸 幸夫 君
 次世代半導体
 戦略室長 青山 大介 君
 産業人材担当局長 岡本 拓司 君

農政部長 水戸部 裕 君
 生産振興局長 牧野 充 君

水産林務部長 山口 修司 君

建設部長 白石 俊哉 君
 建設部建築企画監 細谷 俊人 君

会計管理者
 兼出納局長 森 隆司 君
 出納局次長 岩田 伸正 君

企業局長 辻井 宏文 君

道立病院部長 岡本 收司 君

教育庁
 教育部長 北村 英則 君
 兼教育職員監

選挙管理委員会
 事務局 上田 哲史 君

人事委員会
 局長 佐藤 則子 君

警察本部長 尾辻 英一 君

労働委員会
 局長 田辺 きよみ 君

監査委員事務局 佐藤 隆久 君

収用委員会
 局長 表谷 吉恭 君

議会事務局職員出席者

議事課参事 富永 誠 君
 議事課主幹 加藤 隆行 君
 同上 三上 健治 君
 議事課主査 吉本 麻美 君
 同上 福井 宏次 君
 同上 斉藤 晃俊 君
 同上 藤田 知樹 君
 同上 中川 典彦 君
 同上 中澤 正和 君
 同上 大西 健 君
 同上 井端 卓 君

同	青柳和彦君	同	杉崎正君
同	甲斐友規君	同	澤田真一君
同	馬場貴史君		

午前10時2分開議

○千葉英也委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔吉本主査朗読〕

1. 分科正・副委員長について、

第1分科委員長に	内田尊之委員
同 副委員長に	武田浩光委員
第2分科委員長に	大越農子委員
同 副委員長に	小泉真志委員

がそれぞれ当選した旨、報告がありました。

1. 議長から、委員の異動について、新沼透議員の委員辞任を許可し、赤根広介議員を委員に補充選任した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

高田真次委員
赤根広介委員

であります。

○千葉英也委員長 それでは、議案第1号ないし第3号、第10号ないし第14号、第16号及び第19号ないし第21号を一括議題といたします。

1. 各分科委員長の報告

○千葉英也委員長 この際、各分科委員長から、分科会における審査経過の報告を求めます。
第1分科委員長内田尊之君。

○内田尊之第1分科委員長 おはようございます。

私は、第1分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告を申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は12月5日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、12月7日から、第1分科会各部所管に関わる令和5年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行われ、12月11日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑並びに質問の概要につきましては、配付の報告書により御承知願いたいと願います。

【予算特別委員会 12月12日 第2号】

なお、新しい総合計画、国の経済対策に伴う補正予算、ヒグマ対策、新たな感染症への対応、交通政策などに関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○千葉英也委員長 第2分科委員長大越農子君。

○大越農子第2分科委員長 私は、第2分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は12月5日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、12月7日から、第2分科会各部所管に関わる令和5年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行われ、12月11日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑並びに質問の概要につきましては、配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、雇用・人材対策、観光振興を目的とした新税、ゼロカーボン北海道、観光振興などに関しましては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

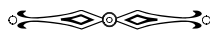
以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○千葉英也委員長 以上をもちまして、各分科委員長の報告は終わりました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩



午後1時12分開議

○千葉英也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

理事会において、武市委員の価格高騰等経済対策について、千葉(真)委員の価格高騰等経済対策については、太田委員の価格高騰等経済対策についてに組み入れること、太田委員の新型コロナウイルス感染症対策に関する検証報告については、武市委員の新たな感染症対策についてに組み入れること、なお、武市委員、今津委員、渡邊委員の総括質疑保留事項は、太田委員が一括して質疑を行うこと、小泉委員の建設産業における担い手確保等については、渕上委員の次期北海

道雇用・人材対策基本計画についてに組み入れること、清水(敬)委員のエゾシカ対策などについては、同委員のヒグマ対策などについてに組み入れること、清水(敬)委員の国の経済対策に伴う補正予算の考え方や対象などについて、淵上委員の追加提案補正予算及び価格高騰等経済対策改定の考え方については、中川委員の国の経済対策に伴う補正予算についてに組み入れること、武田委員の札幌冬季オリンピック・パラリンピックについては、小泉委員の札幌冬季オリンピック・パラリンピックについてに組み入れること、なお、中川委員、田中(勝)委員、清水(敬)委員、淵上委員の総括質疑保留事項は、小泉委員が一括して質疑を行うこと、また、中川委員の北海道感染症予防計画について、小泉委員の持続可能な農業については取り下げること、赤根委員の医療的ケア児については、同委員の子ども政策についてに組み入れること、また、新沼委員、滝口(信)委員の総括質疑保留事項は、赤根委員が一括して質疑を行うこと、なお、赤根委員のがん対策について、高齢者福祉について、佐藤(伸)委員のホタテガイの安定的な生産について、農業振興について、新沼委員の定年延長による人事配置については取り下げること、中村委員の総括質疑保留事項は、寺島委員が一括して質疑を行う旨、それぞれ申出がありましたので、御了承願います。

1. 総括質疑

○千葉英也委員長 これより、分科会において質疑を保留された事項について総括質疑を行います。

順次、発言を許します。

太田憲之君。

○太田憲之委員 それでは、私から、渡邊委員、今津委員、武市委員、千葉(真)委員の総括質疑保留事項を併せて、順次伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、新しい総合計画についてであります。

このたび道が示した新たな総合計画の素案では、北海道の力が日本、そして世界を変えていくことを道の目指す姿の一つとして掲げておられます。

このことは、将来にわたって北海道が成長、発展していく上で重要と考えますが、次世代半導体製造拠点や大規模データセンター等の集積が進みつつある道央圏、そして、道央圏以外の各圏域とがバランスよく発展していくことも極めて重要な政策課題であると考えます。

こうした背景を考慮すれば、素案では、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域を創るという目指す姿を掲げられておりますが、その実現が新たな総合計画の中で従来以上に重要な位置を占めると考えます。

各部審査では、地域づくりを含めた具体の政策について、全庁を挙げてさらに検討を進めていくことはもとより、計画推進に向けた振興局を含む全庁的な推進体制について伺いましたところ、具体策を検討し実現するための推進体制については明確な答弁がございませんでした。

政策企画部門が集中する本庁はもとよりであります。地域との距離が近い各地の振興局、総合振興局が、管内の市町村や地域の関係者の方々と膝詰めで議論し、独自の政策を練り上げ、共

に地域の課題に取り組むことが必要になるかと考えます。

知事は、道央圏の一極集中が今後も課題となることを踏まえて、目指す姿として掲げた地域づくりにもどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○千葉英也委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 目指す姿の実現に向けた取組についてであります。新たな総合計画では、道民の皆様が将来に希望を持ち、これからもそれぞれの地域に住み続けたいと思っただけのメッセージを発信することが大変重要であり、こうした計画の目指す姿を全庁で十分に共有した上で、地域の声を丁寧にお伺いしながら、その実現に向けた政策を策定していく必要があります。

道では、これまで、市町村長をはじめ、地域の関係者の方々からお伺いした地域課題を踏まえ、各振興局で連携地域別政策展開方針を策定した上で、施策の推進に当たっては、振興局において独自事業に取り組んでおりますほか、振興局長の裁量で行う地域振興派遣、地域づくり総合交付金などを活用して支援してきているところであります。

私としては、社会経済情勢が大きく変化する中、人口減少、少子・高齢化の進行に地域格差が生じるなど、地域課題も多様化している現状を踏まえ、より各地域の実情に応じた施策が展開できるよう、財政、情報、人の効果的な組合せによる実効性ある支援の在り方について検討するとともに、計画の推進に当たっては、振興局を含む全庁横断的な体制である北海道総合計画推進本部の下、PDCAサイクルにより、地域の状況も含め、政策の進捗を点検評価するなど、計画の目指す姿の実現に向けた取組を進めてまいります。

○太田憲之委員 新しい総合計画についてただいま御答弁いただきましたが、この計画素案の中で示した目指す姿で掲げます地域づくりを進めていくためには、従来よりも踏み込んだ仕組みづくり、体制づくり、そして、独自の予算措置等が必要になるかと考えます。まず、この点を指摘しておきます。

また、新しい総合計画が、ほかの多くの政策課題に対応した個別計画の上位計画と位置づけられる重要な計画であることを考えれば、その取りまとめに向けて、今後、我が会派としてもしっかりと議論してまいりたいと考えておりますので、この点も併せて申し上げておきます。

それでは、次に移ります。

新たな感染症対策に関連し、新型コロナウイルス感染症対応に関する検証についてお伺いをします。

各部審査では、医療分野、経済分野それぞれに、検証に基づきまとめられた「今後の対応の方向性」案の中で、課題の明確化が十分ではなく、今後さらに検証を深めていく必要がある点を指摘し、見解をお伺いしましたが、いずれも、検証を通じて把握した課題も含め、今後の取組の中で不断に見直しを行うといった趣旨の答弁にとどまっております。

このたびの検証報告取りまとめに当たりましては、多くの方々から御意見が寄せられており、詳細な実態把握や分析、次の感染症危機に有効な仕組みの検討を期待する意見も見られるところであります。

今後は、コロナ感染症の死亡要因の分析や病床確保を含む医療提供体制に関する他府県との比較といった医療分野ばかりではなく、飲食店等への営業自粛要請や事業継続支援策の効果といったデジタル化が事業に及ぼした影響や効果など、今回の検証をスタート台と位置づけ検証を深めていくべき分野も少なくないのではないかと考えます。

知事は、今回の検証を契機としたさらなる検証の必要性についてどのように考えておられるのでしょうか、見解をお聞かせ願います。

○鈴木知事 新型コロナウイルス感染症への対応などについてであります。道では、このたびの「今後の対応の方向性」案を踏まえ、現在策定中の感染症予防計画や、今後策定する新型インフルエンザ等対策特別措置法による行動計画への反映とともに、新たな感染症の発生・蔓延時における状況に応じて必要な措置を国へ要請するなど、対応方向を具体化していくこととしております。

今後とも、道の取組については、検証の過程で得られた有識者等の御意見も踏まえつつ、その実効性がしっかりと確保されるよう、市町村や医療機関、関係団体とも連携を図りながら必要な準備を進めてまいります。

また、その実施に係る企画や制度設計等に当たっては、検証を通じて把握した課題も含め、これまでの取組を丁寧に確認し、不断に見直しを進めながら、感染症対策をめぐる状況や、専門家の最新の知見等も踏まえ、改善、強化を図るなど、道民の皆様の命と健康、暮らしを守ることができるよう、今後の感染症危機への備えに全力で取り組んでまいります。

○太田憲之委員 御答弁いただきました。

今回の検証の報告は、非常に分厚い資料で、本当に読むのも大変なことかと思えます。

データも非常に膨大な量でありますし、様々なところから御意見等が集まっておりますが、その膨大な量から、道単独ではせっかく集まっているデータをしっかりと分析し切れないのではないかと、そういった心配もするところでございます。

もし仮に、道だけでは処理し切れない、精査し切れないといった点がありましたら、例えば、大学等と協力して、産学官の連携も視野に入れながら、せっかく集まった重要なデータを基に、次の検証、また、その先の計画へとしっかりと反映をしていただければと思うところでございます。

次に移ります。

委託業務における不正防止対策についてお伺いします。

各部審査では、9月以降、立て続けに明らかとなった委託事業の過請求事案を踏まえて、実効性のある再発防止策等について質疑を行ってまいりました。

質疑の中では、いずれのケースでも、道の内部通報制度の委託先職員への周知がなされていないといった実態も明らかとなりました。

こうした状況を踏まえ、今後、通報制度の周知に関する取組の徹底を図るとともに、事業者の選定に当たり、法令遵守に関する新たな手続について検討する旨の御答弁があり、さらには、委

託業務事務全般を統括する立場にある出納局長からは、今後、同様の事案が繰り返されることのないよう、不断に取り組む旨の答弁があったところであります。

このような事態が万が一にも繰り返されるようなことになれば、道の委託契約当事者としての業務管理能力に疑問符がつき、道政に対する信頼が大きく傷つくことになりかねません。

委託業務に係る全ての職員が危機感と緊張感を持って再発防止に知恵を絞り、対策に万全を期す必要があると考えますが、道庁の最高責任者として、知事は、このたびの事態をどのように受け止めており、どのように対応する考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 再発防止に向けた対応についてであります。このたび、複数の事業において道への過大な請求が行われたこと、また、結果としてその事実を確認できなかったことは、道民の皆様様の信頼を著しく失墜させる極めて遺憾なことであり、あってはならないことと重く受け止めております。

道が委託する業務の適正な執行を確保するためには、関係する要綱や通知に基づき、的確に事務処理を行うことはもとより、受託者に対する牽制機能を強化することが重要であります。

先般、履行能力の十分な確認などによる適切な受託者の選定や現地調査の実施などを通じた適正な履行の確保といった、業務の各段階における留意事項を全職員に周知するとともに、財務会計事務に係る研修内容の充実を図ったところでございます。

また、受託者に対しては、契約書とは別に、再委託の禁止等、公的業務に関する基本的なルールを周知するほか、関係書類の徴取や現地調査の実施に加え、法令遵守に関する確認や内部通報制度の周知により、牽制機能を十分に働かせるなど、今後、同様の事案が繰り返されることのないよう、私が先頭に立って、全庁を挙げて各般の取組を徹底してまいります。

○太田憲之委員 ただいま知事からも力強い御答弁をいただきました。

ただ、先ほどのコロナ検証のときと同じように、職員のマンパワー不足、また、業務が多忙でなかなかチェックが行き届かない、こんなこともあったら困るところでございます。今回、いろいろと徹底するルールについて再度検討するということではありましたが、道の業務管理能力・体制が甘い、脇が甘い、また、チェックが甘いぞと、こういったことを関連業者に思わせるようなことはあってはならないと考えますので、しっかりと体制を整えて、不正を繰り返すことがないよう努めていただきますよう、切にお願いをするところでございます。

次に移ります。

子ども政策についてお伺いをいたします。

国が設置していますこども家庭審議会におきまして、こども大綱の策定に向けました基本的な方針と重要事項等が取りまとめられ、今年1日、担当大臣に答申があったことから、各部審査では、道における今後の対応などについてお伺いし、来月開催する道の審議会で議論を開始する旨の答弁がありました。

答申では、子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者・子育て支援に関する取組などを社会の真ん中に捉えて権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で後押し

していくとされております。

道では、平成16年に全国に先駆けて北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例を制定するとともに、この条例に基づく第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画を策定してきたと伺っておりますが、次期計画の改定はもとより、少子化対策を中心とした現行条例の見直しも必要ではないかと考えます。

このたびの答申により大綱の大枠が明らかになったことを踏まえた今後の対応について、知事にお伺いいたします。

○鈴木知事 子ども施策に関する今後の対応についてであります。このたびの答申では、子ども、若者の権利の保障や意見の尊重など、子ども施策の基本的な方針や「こどもまんなか社会」の実現に向けた重要事項が取りまとめられ、国は、これを基本としながら、目標や指標などを定めたこども大綱を年末までに閣議決定すると承知しております。

この大綱は、大人が中心になっている社会の形を「こどもまんなか」へと変えていくといった大きな方向性を示すものでありますことから、道といたしましては、少子化対策の推進を掲げる道の条例や第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画との整合性などの精査を進めつつ、来月、速やかに北海道子どもの未来づくり審議会を開催し、令和7年度からの第5期計画の策定に向けた議論を開始するとともに、条例の見直しの必要性について検討してまいります。

○太田憲之委員 ただいま御答弁いただきました。

こども大綱は年末までに閣議決定ということですので、それ以後、大きく動き出すところかなと思うところでございます。時代の変化等々を踏まえ、当時、平成16年に先駆けて行ったところではありますが、子どもに対するいろいろな情勢、時代の移り変わり、こういったものから、今回、大きく方向性が変わるということですので、条例の見直しについては必要となってくるかと思っております。来月、速やかに審議会が行われるということですので、ぜひ、しっかりと議論を踏まえて、よいものをつくっていただくようお願いするところでございます。

続きまして、交通政策に関しまして、J R北海道についてお伺いをいたします。

J R北海道単独では維持困難とされた線区、いわゆる黄色線区を取り巻く課題に対する道の対応につきましては、今定例会の本会議や予算特別委員会に限らず、これまで、その時々々の情勢変化を捉え、随時、知事の認識を伺ってきたところであります。

その中で、J R北海道は、国が発出した監督命令に基づき、令和元年度から今年度までの5年間にわたるJ Rと地域との取組について総括的検証を進めており、その動向や検証結果に大きな関心が寄せられていることと同時に、コロナ禍の影響によって目に見えた利用促進の成果を示すことがかなわなかった関係者の間では、今後の成り行きに不安感が高まっているのが実情であります。

道は、先日、この総括的検証を見据え国の支援を求めたほか、知事が会長を務めます北海道鉄道活性化協議会がこれまでの取組を総括するとともに、沿線首長から寄せられました意見や関係団体の考え方を集約し、路線の維持・活性化に向けた総意を取りまとめております。

こういったことを踏まえれば、今こそ、知事自らがリーダーシップを示し、時期を逸することなく国への要請を行うタイミングにあるのではないかと考えますが、知事の認識と今後の対応についてお聞かせ願います。

○鈴木知事 持続的な鉄道網の確立に向けた対応についてであります。沿線地域においては、これまでJR北海道と連携した利用促進やコスト削減に取り組むとともに、今年度は、鉄道の利用拡大に向けた実証事業を実施してきた中、本年7月に行った私と沿線首長の皆様との意見交換会では、コロナ禍によって利用促進策を思うように展開できなかったことによる総括的検証への影響に対する懸念や、令和6年度以降における国の支援を求めていくことについて、私自らのリーダーシップを求める声を伺ったところでございます。

これらを踏まえ、先般、私が会長を務める北海道鉄道活性化協議会において、これまでの取組を総括した上で、路線の維持・活性化に向けては、沿線地域のみならず、多くの関係者の方々が連携しながら利用促進の取組を継続していくことが重要であるとの総意を確認するとともに、国への要請について決議を行ったところであります。

私といたしましては、本道の鉄道ネットワークが我が国において果たしている人流はもとより、全国各地に農産物などを安定的に供給するといった物流面での役割も踏まえ、国の監督命令に基づくJR北海道と地域の取組に対する総括的検証が行われる前に、市長会、町村会、経済界などの関係団体の皆様と共に、オール北海道で持続的な鉄道網の確立とJR北海道の経営自立に向けて真に実効ある支援が講じられるよう、国に要請をしてまいります。

○太田憲之委員 我が国において、本道の鉄路の存在、役割というのは非常に大きなものであると考えます。

ただいまの知事の御答弁の中でも、本道の鉄道ネットワークが我が国において果たしている人流はもとより、全国各地に農産物などを安定的に供給するといった物流面での役割のことを言われましたが、まさしく、国土交通省は、「WISENET2050」といったものの中で、経済成長を実現するシームレスネットワークの構築を掲げており、農水産品などの物流面においての北海道が担う役割というのは、そういったところでも表されているところでございますので、こういった点も踏まえて、ぜひとも、知事には、時期を逸することなく、国に対しての要請を力強く行っていただくようお願いするところでございます。

それでは、次に移ります。

土地信託事業についてお伺いをいたします。

各部審査では、この問題に関する当事者意識などについて質疑を行ってまいりましたが、知事は、最終責任者として当事者意識を持って、今回の一連の事態を重く受け止め、適切に対応する必要があります。

道では、ファシリティマネジメント推進方針や道有未利用地の管理及び有効活用に関する基本方針等に基づき、道有財産の管理、処分を計画的に進めていると伺っておりますが、今日までの経過を振り返りますと、プレスト1・7の詳細な現状把握や将来的な行政需要の予測、周辺の道

有施設との関係性、区分所有者との協議経過など、多岐にわたる検討事項を十分に詰めて検討してきたのか、疑問が残ったところであります。

今後の道有財産管理に際しては、財政立て直しに向けた処分優先の視点だけではなく、より長期的視点から道有財産を多面的に評価し、効率的かつ有効に活用していくことも求められます。

担当職員の定期的な交代を前提とした上で、中長期を見据えた数量的な管理や利活用はもとより、経済的価値以外の歴史的価値の評価や周辺環境への影響といったことも視野に入れながら、道有財産の維持、管理、処分等を進めていくことが必要であり、そのための人材育成や人事配置等を戦略的また計画的に進めていくことが求められます。

これらの点に関する知事の認識をお伺いしますとともに、今後、中長期の視点等を踏まえた道有財産の管理にどのように取り組む考えなのか、お伺いいたします。

また、来年10月の信託契約終了を念頭に置くと、スケジュール的には相当タイトな状況ではないかと考えます。

これまでの検討作業や議会議論で明らかとなってきたリスクも十分に考慮しつつ、最終的な判断をしていくことが必要ではないかと考えますが、今後どのように対応していくのか、併せて知事の考えをお聞かせ願います。

○鈴木知事 土地信託事業についてであります。プレスト1・7の取扱いに関し、道議会と議論を重ねる中で道の対応について御指摘いただいたことを踏まえ、私としては、事業総括の取りまとめを含めたこれまでの対応が十分ではなかったことを重く受け止め、今後はより適切な財産管理に取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、道有財産は、道民の貴重な財産であるとの認識を組織全体で共有し、庁内の情報共有や外部有識者との連携の強化などを図りながら、道有財産の管理について、御指摘をいただいたことも踏まえ、改めて中長期的な視点に立った財産管理に努めてまいります。

プレスト1・7については、外部有識者の方々から御意見をお伺いし、社会経済情勢の変化等の確認や複数のケースを想定した収支試算などを行ってきたところであり、また、道が信託財産を引き継ぎ、賃貸事業を継続した場合に想定されるリスク等も勘案した結果、信託受益権での売却が最も適当であることから、来年10月末の信託期間満了までに手続を完了するため、財産の処分に係る議案の令和6年第2回道議会定例会への提出に向けて、速やかに売却の手続を進めてまいります。

○太田憲之委員 ただいま御答弁がございましたが、道有財産に関しましては、今回はプレスト1・7の件でございましたが、そのほかにもまだまだ今後課題となってくる、検討が必要とされる道有財産等もありますので、引き続きの適正な財産管理に努めていくようお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

雇用人材対策についてお伺いをいたします。

各部審査では、喫緊の課題である人手不足に関連し、女性や高齢者の労働力率向上や外国人材の受入れなどについて、今後の取組方針等の御答弁いただきましたが、従来から、道は、こうし

た取組に力を入れてきており、このような取組による政策効果の伸び代という面では、今後はかなり厳しい状況にあるのではないかと考えます。

今後は、人手不足が常態化することや、従来の量的確保に重点を置いた人材確保策には限界があることを直視し、人手不足解消といった観点から、省力化やデジタル化による生産性改革に新たな価値を見出し、従来の対策を見直していく必要があるのではないかと考えます。

例えば、道では、産業振興条例に基づき、中小企業の競争力強化等を図るために、設備投資に対し支援を行っておりますが、その際、最低でも5名の雇用増を条件としております。

新規学卒就職者の3年以内の離職率が30%を超えるような状況の中、道内の地場中小企業が設備投資と同時に5名以上の雇用増を実現することは容易ではありません。

産業振興条例に基づく支援事業の雇用条件がこのような水準に設定されたのは、今から15年以上前と伺っております。当時は、有効求人倍率が1倍を大きく下回り、道内で雇用の場を創出することが重要な課題でありましたが、現在は、雇用の場はあっても人が足りない時代であり、有効求人倍率が7倍を上回る職種さえ見られるところであります。

当時と現在では雇用を取り巻く状況は大きく変わってきております。雇用減とならなければ対象にする、あるいは、操業開始後一定期間内に雇用増を実現すれば支援対象とするなど、雇用要件の緩和を検討することも必要な時期に来ているのではないかと思います。

人材に関する時代背景の変化を踏まえ、道の人材確保対策全般を見直す必要があるのではないかと考えますが、知事の基本的な認識と今後の対応についてお聞かせ願います。

○鈴木知事 雇用・人材対策についてであります。道内では、様々な業種において人手不足が深刻化する中、地域経済の活性化に向けては、多様な働き手の確保や魅力ある職場づくりに向けた意識改革はもとより、今後は、DXの導入など、中小企業の生産性の向上や業務の効率化が重要と認識をしております。

このため、道では、北海道人材確保対策推進本部を活用し、例えば、運転手の確保に向け、移住・観光政策と連携した道外プロモーションを実施しておりますとともに、建設・介護部門では、学校等との連携による就業体験や職場見学会など、関係部局間の連携による取組を実施しており、引き続き、全庁一体となってこうした取組を進めながら人材確保策に取り組むとともに、今後は、中小企業におけるIoT、ロボットなど新技術の導入やデジタル技術の活用等への支援といった生産性、収益性の向上に資する取組の強化を検討してまいります。

○太田憲之委員 ただいま御答弁をいただきました。

具体的な人材確保策については、本当に各所でお聞きする重要な案件であることは、皆さん、周知のことかと思えます。

ただいま実例をいろいろと挙げていただきましたが、ほかにも、例えば、自衛隊の方にバスなどを実際に運転してもらって就職につなげるような取組をやっているところ、また、先ほど言ったとおり、学校と連携して職場体験を行うところもあります。やはり、仕事のイメージだけではなく、実際に体験してみるということがその先の就職につながる大きな効果をもたらすものと思

いますので、ぜひとも、こういった取組をどんどん広げていってもらえればなと思うところがございます。

また同時に、デジタル技術の活用による省略化についてですが、各部審査でも言いましたけれども、3名が必要なところ、2名で済むといったような形を今後も取り入れていかなければならないと思います。それから、ビジネスX E P Oみたいなものを北海道でもやっています、毎年、いろいろな技術の省力化を紹介されており、知事も実際に現地にお伺いして見ていることかと思っておりますので、ぜひとも、そういった政策を特に北海道の中で推し進めていくようお願いするところがございます。

それでは、次の質問に移ります。

価格高騰等経済対策に関し、まず、対策の取りまとめ等についてお伺いをいたします。

各部審査では、このたびの追加補正予算に盛り込まれた個別の事業についてそれぞれ伺ってまいりましたが、これまでの価格高騰で厳しい状況に置かれている子育て世帯や中小・小規模事業者、農業関係者の方々、さらには、地域公共交通、医療、介護等を担う方々を幅広く支援する内容となっており、速やかな予算措置も含めて、道の対応を全体としては評価したいと考えております。

予算議決後は、この対策予算が効果的に活用され、価格高騰の影響が確実に緩和されるよう、支援を受ける方々に寄り添った丁寧な取組が求められます。

知事は、このたびの価格高騰等経済対策をどのような思いで取りまとめられたのか、また、今後、事業の実施にどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 価格高騰等経済対策についてであります。エネルギーや食料品等の価格高騰が長期化し、本格的な冬を迎える中、このたびの対策の改定に当たっては、私としては、経済的負担を強いられ、大変厳しい状況にある道民の皆様や事業者の方々への影響が少しでも緩和され、暮らしの安心や経営の安定を確保していかなければならないとの考えから、道議会の皆様から頂いた御要望や、道民の皆様や事業者の方々の支援ニーズをしっかりと踏まえながら検討を進め、所要の予算を今定例会に提案させていただきました。

補正予算を議決いただいた後には、市町村や関係機関とも連携をしながら、各般の施策が広く行き渡るように丁寧な周知を図るとともに、迅速かつ効果的な執行に努め、道民の皆様や事業者の方々に寄り添った支援を一日も早くお届けできるよう努めてまいります。

○太田憲之委員 それでは次に、今後の対応についてお伺いをいたします。

最近の物価動向を見ますと、一時、急激に進んだ物価高騰がピークを越えつつあるとの見方も出てきておりますが、物価水準自体は依然として高止まりをしており、しかも、政府や日銀の政策スタンスは、一定程度の持続的な物価上昇を目指していることから、今後も物価の上昇が常態化することが見込まれます。

こうした今後の物価動向を踏まえれば、それを乗り越えるだけの賃金上昇や生産性の向上等が不可欠であり、そうした力強い経済社会を実現するための対策が求められるところであります。

知事は、昨今の物価動向や今後の見通し等をどのように捉えており、来年度以降はどのように対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。国内の企業物価は10か月連続で伸びが鈍化し、物価上昇圧力が弱まりつつあり、本道経済も持ち直しの動きが見られているものの、道内の消費者物価指数は、これまで、28か月連続で前年を上回っており、今後も高止まりが続くことが見込まれますことから、道民の皆様や事業者の方々には厳しい状況が続くものと認識をしております。

道としては、今後とも、地域や事業者の方々の声を丁寧に伺いながら、物価高騰をはじめ、直面する様々な課題にきめ細かく、かつ、機動的に対応することはもとより、本年7月に策定した北海道経済活性化基本方針に基づき、エネルギーやデジタル、食など、北海道が有するポテンシャルを最大限に発揮するとともに、省エネや省力化、新事業展開等の支援により、中小・小規模事業者の経営体質の強化を図り、本道の強みを生かした産業の創出や振興などによる足腰の強い地域経済の構築、さらには、本道の未来を担う人材の育成確保などに、関係部局連携の下、取り組むことにより、本道経済が力強く持続的に発展していけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○太田憲之委員 物価高騰等経済対策について2点お伺いしましたが、対策の取りまとめ等につきましては、道民全体をしっかりと守っていく、そういった知事の優しいながらも力強い内容だったかと思えます。

ただ、今後の対応につきましては、やはり、言われるように、今後も厳しい状況が続く、また、物価上昇に関しましては、以前から常態化することが見込まれている中、抜本的な改革が求められるところでございます。

御答弁の中にあつたような力強い経済社会を実現する、雇用を守るといったことが、ひいては道民の皆さんの安心、安全な生活を守ることにつながっていくことかと思えますので、ただいま御答弁いただいた内容について、しっかりと実効性のある取組にして、引き続き対策をしていくようお願いをするところでございます。

それでは、次に移ります。

観光振興を目的とした新税に関し、まず初めに、使途の明確化についてお伺いをいたします。

各部審査では、災害時の備えとなる備品の整備や旅行者目線での情報発信を期待する宿泊事業者の方々の声を踏まえた使途の位置づけについてお伺いをしましたが、道からは、情報発信機能やサポート機能のほかに、観光需要を喚起するための対策に必要な財源を積み立てることも使途とする旨の御答弁がありました。

災害があれば観光需要が落ち込むことが想定され、その対策が求められることは論をまちませんが、そうした対策を今回検討している目的税で賄うことは、受益と負担の関係の明確さという意味では疑問を呈さざるを得ません。

道が、今後とも、使途に関し、抽象的でイメージ的なものしか示せず、このような受益と負担の関係を明確に説明できないものにまで使途を広げている限り、いつまでたっても道の新税に対

する理解が深まらない可能性があります。納税者から理解を得ることは極めて難しいのではないかと云々を言わざるを得ません。

法定外目的税として新税を導入するのであれば、使途を負担と受益が明確に説明できるものに絞っていく必要があるのではないかと考えますが、知事の見解をお聞かせ願います。

○鈴木知事 新税の使途についてであります。たたき台では、使途のイメージとして、観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実強化、危機対応力の強化といった三つの柱を方向性としてお示ししておりますが、まだ固まったものではなく、御指摘の点も含め、今後、受益と負担との関係を十分に考慮し、具体的な使途の内容についてさらに検討を進め、関係する幅広い皆様に丁寧に説明しながら、道の考え方を取りまとめてまいります。

○太田憲之委員 ただいまの御答弁の中で、たたき台はまだ固まったものではなく、今後、具体の使途をさらに検討するとのことですが、観光振興に役に立つ取組はまだまだ無数にあると考えます。

道は、今後、それらを受益と負担の関係から明確に説明できるか、しっかりとチェックをし、誰もが納得できる使途に絞っていく作業を行っていく必要があると考えます。まず、この点を指摘しておきます。

次に、業界関係者からの意見書についてお伺いします。

先週の月曜日、ホテル旅館生活衛生同業組合に所属する「女将の会」の方々が、我が会派に対し、道が検討している新税については、具体的な方針や使途が不明瞭であり、徴収方法も納得できず、断固反対する、こういった旨の申入れが行われました。

道が2回目の有識者会議で新たなたたき台を示し、各地域で説明をしている状況にある中で示された意見書であり、また、おかみの方々は、旅館等で消費税や入湯税などの徴収実務に携わっている現場責任者であることが多いことを踏まえれば、非常に重い意味のある意見書ではないかと考えます。

同じ内容の意見書は、道にも直接伝えられたと伺っておりますが、知事は、いつどのような形でこの意見書の内容を把握されたのか、お伺いしますとともに、こうした意見をどのように受け止めておられるのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 意見書についてであります。12月4日付で、「ほっかいどう女将の会」の皆様から私宛てに、新税に関する意見書をいただいたことについて、同日、担当部局から報告を受けており、使途が不透明であることや、深刻な人手不足の中、徴収事務は業務の圧迫となるといった理由から、新税の導入に反対するという御意見がなされたものと承知をしております。

道では、これまでも、「女将の会」の皆様をはじめ、宿泊事業者の方々と意見交換を行ってきており、今般の意見書は、日々、宿泊業の現場で御苦労をされている皆様からの実感の込められた厳しい御意見と受け止めております。

道としては、こうした皆様の声を真摯に受け止め、新税の使途をより明確にお示しすることはもとより、宿泊事業者の皆様の事務負担の軽減が図られ、納税者と事業者の双方に御理解と納得

をいただけるよう、たたき台でお示した税制度等について精査を行ってまいります。

○太田憲之委員 最後に、今後の対応についてお伺いします。

道の現在のたたき台に、市町村、事業者から多くの疑義や否定的な意見が寄せられている現状を踏まえ、道は、現在のたたき台に固執することなく、市町村や事業者の方々の御懸念などを踏まえて柔軟に対応する姿勢を示し、丁寧に意思疎通を積み重ねる必要があるのではないかと考えます。

現在のたたき台にこだわる限り、税の負担者となる方々はもとより、直接の利害関係者である観光事業者の方々からさえも支持を得ることが困難になりかねないのではないかと考えます。

今後、どのように対応していく考えなのか、知事の見解をお聞かせ願います。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。これまで、道では、たたき台を基に新税を検討している市町村との調整を図りつつ、宿泊事業者の皆様と意見交換を行ってきた中で、道の役割として、広域観光を推進することの重要性などについては多くの方々に御理解をいただく一方、使途の内容をはじめ、税制度や徴収事務に関し、厳しい御意見を含め、様々な御意見、御要望をいただいております。

たたき台はもとより固まった考え方ではなく、道といたしましては、こうした声をしっかりと受け止め、税制度等についてさらに検討を行い、道議会をはじめ、年明け以降に予定している懇談会等で具体的な使途の内容を含む検討状況をお示しし、議論を深めてまいります。

私といたしましては、本道の大きな強みである観光をさらに伸ばし、持続的な発展につなげていくためにも、新税の導入は必要と考えており、市町村や事業者、納税者の方々など、関係する幅広い皆様の御理解をいただけるよう、鋭意、取り組んでまいります。

○太田憲之委員 ただいま御答弁いただきました。

新税の導入に関しましては、まだまだ理解が進んでいないところでございます。今の知事の最後の答弁でも、本道の観光を伸ばして持続的な発展につなげるためにも、この原資を基にいろいろな政策を打っていくことが必要であるということでありました。そうしたことをやるためには、頂いたお金をどう効果的に明確に使っていくかということをしつかりと周知して、理解してもらうことが必要不可欠であると思っております。

今、たたき台を基に意見集約をしております。前回の知事総括質疑のときには、たたき台についていろいろと議論がありましたが、今回、たたき台はあくまでたたき台であり、固まったものではないということでありました。今、そのたたき台を基に、各市町村を回ったり、事業者と意見交換しているところだと思っておりますが、頂いた意見を基に、より幅広い皆様の理解を得るために素晴らしいものをつくっていただきたいと願うところでございます。

このような中で、理解をいただいている点といただいていない点がありまして、理解をいただいているといった点でも、例えば、オンライン徴収や市町村税との一体徴収に関しては、いいけれども、こういうことをしてくれという前提ではなくて、入るのなら仕方がないから、この選択肢ならまあいいかということもあるように、根本をちゃんと理解して承諾いただける、こういっ

たことをしっかりと進めていってもらわないといけないなと思うところでございます。

観光振興税の理解に関しましては、まだまだ時間もかかることかと思いますが、しっかりと皆様の理解の下に進めていくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○千葉英也委員長 以上で太田委員の総括質疑は終了いたしました。

小泉真志君。

○小泉真志委員 それでは、通告に従い、清水(敬)、田中(勝)、武田、瀧上、中川各委員の総括質疑保留事項を併せて、順次伺ってまいります。

まず、国の経済対策に伴う補正予算について、閣議決定から1か月程度で道の補正予算編成、経済対策改定までこぎ着けたことや、これまでの累次の対策の反省も踏まえて早期に支給等に一定の工夫が見られたことなどは、我が会派としても評価をしたいと思っておりますし、担当された職員の皆さんの御尽力に敬意を表するところでございます。

しかし、様々な意見の反映やニーズの把握といった対策の策定過程や、仕上がってきた個別の事業内容の是非については、各分科会でも議論してきたとおり、多々疑問がございます。

そこで伺いますが、道議会からの要望などを踏まえたと言われる道の経済対策ですが、少なくとも、我が会派の意見は満度に酌んでいただけていないように思われます。

検討の中で、例えば、どのような事業が俎上に上り、知事のどのような指示や判断で、採用または不採用になったのでしょうか。

これまでも、我が会派は、道民が納得のいく対策とするためには、幅広い層から意見を聞いて支援ニーズを把握し、かつ、検討過程がブラックボックスにならないよう、透明性のある議論をすべきと主張してきましたが、そのようなオープンに議論する場を設けるなどの改善は図られておりません。

そこでまず、今回の経済対策の検討過程について具体的に伺います。

○千葉英也委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 対策の検討経過についてであります。先月6日に開催した経済対策推進本部において、私から、各業界や地域の支援ニーズを丁寧に把握するとともに、国の重点支援地方交付金も活用した対策の検討を加速するよう指示したところでございます。

その後、道議会からの御要望をはじめ、様々な手法により把握した支援ニーズやこれまでの実施対策の実績や効果、国の交付金における推奨事業メニューや国からの実施要請などを踏まえて検討した対策案について、随時、担当職員と打合せを行い、私からも必要な指示や確認を行いながら検討を進め、追加の対策を取りまとめたところでございます。

○小泉真志委員 今までと同じような業界や団体からの聞き取りになりますと、繰り返し支援が当たる人がいる一方、いつまでも支援が当たらない人がいるというような偏った支援になってしまうのではないかと危惧されます。

知事や道庁に届く声ばかりを聞くのではなく、知事や道庁に届かない声をアンケートやインターネットなどを通して拾い上げたり、オープンな場で議論することを求めておきます。

次に、今回の追加対策も、過去に実施した事業の焼き直しが大半を占めているほか、生活者向け支援が少ない状況であります。

一定の考えの下、必要な取捨選択をせざるを得ないことは理解しますが、知事はどういう思いの下に道民や事業者の皆さんへの支援を考えたのか、その背景にあるべき思想が見えてきません。

例えば、冬場にエネルギーの消費が増える本道の地域特性を踏まえ、道民向けのエネルギー価格高騰支援に特化するなど、知事のリーダーシップの下、一貫性、メッセージ性の強い対策を打つこともできたのではないのでしょうか。

知事は、今回の追加対策の策定に当たり、どのような思いを込め、どこに重点を置き、どのような考えで取りまとめたのか、所見を伺います。

○鈴木知事 対策の考え方についてであります。エネルギーや食料品等の価格高騰が長期化し、本格的な冬を迎える中、私としては、経済的負担を強いられ、大変厳しい状況にある道民の皆様や事業者の方々の影響が少しでも緩和され、暮らしの安心や経営の安定を確保しなければならないとの考えから追加の対策を取りまとめました。

特に、生活に困窮している皆様への支援といたしましては、LPガス利用者の負担軽減や子育て世帯への商品券の支給、既決予算を活用した福祉灯油事業の交付基準額の引上げなどの対策を、また、厳しい状況にある中小・小規模事業者の方々への支援といたしましては、省エネ設備、デジタル技術の導入支援や、人手不足業種に対する人材確保支援などの対策を重点としたところでございます。

○小泉真志委員 次に、今回の国の経済対策では、所得税、住民税の定額減税のほか、その恩恵を受けられない非課税世帯には、市町村を通じて世帯当たり7万円の給付が予定されております。

分科会審査では、市町村との関係について、情報共有や情報収集に加え、市町村が実施する対策と連携するとの答弁がありましたが、連携に当たっては、やはり、適切な役割分担がなされることが重要だと思います。

そこで、知事は、今回の追加対策の策定に当たり、支援を行う際の国や市町村と道との役割分担をどのように考え、最終的に道の対策を取りまとめたのか、所見を伺います。

また、実際に、道の支援との役割分担の観点から、市町村に支援をお願いした例はあったのかも併せて伺います。

○鈴木知事 対策の策定に当たっての考え方についてであります。国では、低所得者向けの給付や減税措置、燃料油対策など、全国一律の支援策を実施することから、道では、国からの実施要請などを踏まえた、国の対策の対象とならないエネルギー価格高騰対策に加え、交付金における推奨事業メニューを参考に、中小企業の省エネ対策への支援など、全道域でひとしく支援を行うべき事業を盛り込み、道の対策を策定したところでございます。

また、市町村に対しては、こうした道の対策案を周知することにより、国や道の取組の検討状

況も踏まえ、住民目線に立ち、地域ごとに異なる支援ニーズにきめ細かに対応した対策を検討されており、それぞれの役割に応じ、対策を講じているものと認識しております。

○小泉真志委員 まず、役割分担がしっかりとなされており、さらに、連携が取れているならば、経済対策に重なりや隔たりは出てこないと思うのですが、今回の経済対策に隔たりはないと考えているのか、改めてお伺いをします。

○鈴木知事 対策の策定に当たっての考え方についてでありますけれども、国、道、それぞれの対策については、全国一律の支援の実施内容、さらには、国からの実施要請などを踏まえ、全道域でひとしく支援を行うべき事業などを道の対策として盛り込んだ中で、市町村においては、そういった国や道の取組の検討状況も踏まえ、地域ごとに異なる支援ニーズに応じて、きめ細かに対応した支援策を検討しているものと考えているところであります。それぞれの役割に応じて対策を講じていくことが重要であると考えております。

○小泉真志委員 ということは、経済対策に偏りはないというふうに捉えられているようですが、次に、あわせてなのですが、物価高騰等対策特別支援事業費についてであります。

政府は、非課税世帯や住民税均等割のみ課税世帯のうち、子どもがいる世帯については追加で1人当たり5万円を支給するとの検討をしており、道からは、さらに子育て世帯へのお米券・牛乳贈答券を支給するということでは、支援が偏ってしまっているのではないかというふうに私は思わざるを得ません。

道産品の消費拡大が狙いであれば、中国による輸入規制の対象である水産物の消費拡大策なども実施すべきではないのかと思います。

知事は、何を狙いとし、どのような効果を見込んで再び実施することとしたのか、伺うとともに、対策における世代や年齢といった属性ごとのバランスをどのように考えているのか、高齢者や低所得者層への対策を考えるつもりがあるのか、併せて知事の所見を伺います。

○鈴木知事 本事業の目的と効果などについてであります。国は、生活困窮者への支援について、年齢や世代などにかかわらず、住民税非課税世帯に対し7万円の追加給付を行うとともに、住民税均等割のみ課税世帯など、定額減税の恩恵を十分に得られない方々に対しても丁寧に対応する方針を示しており、道では、こうした国の対策を踏まえ、生活者の皆様への支援を行うこととしたところであります。

道としては、食料品等の物価高騰が長期化している中、特に、子育て世帯がその影響をより大きく受けているとの国の調査結果もあり、今後も厳しさが続くことが懸念されるため、生活必需品である米と牛乳の値上げ影響相当分を対象に支援し、あわせて、道産品の消費拡大にもつなげることを狙いとして本事業を提案したところでございます。

○小泉真志委員 政府の支援策についてなのですが、子育て世帯に手厚い措置を講じていると思うのです。特に、低所得者層に対して7万円、そして今後、子ども1人当たり5万円が上乘せされるという状況であります。そこに対して、道は、さらに子育て世帯にお米券、牛乳券として5000円を支給するということなのですが、国との役割分担が本当になされていて、連携がし

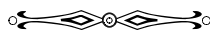
っかりと取れていれば、あえてそこに同じような施策をしなくてもよかったのではないかというふうに思っております。再度、その部分について伺いをします。

また、住民税非課税世帯とか、住民税均等割のみ課税世帯には属さないものの、経済的に厳しい高齢者とかワーキングプアの方々への支援も講じるべきであると考えますけれども、これらの方々については支援がないという状況でございます。なぜ前回も行いましたお米券、牛乳券のような同じ施策を繰り返すのか、再度伺います。

○鈴木知事 答弁準備のため、若干お時間をいただきたく存じます。

○千葉英也委員長 ただいま、理事者から、答弁準備のため時間をいただきたい旨の申出がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後2時21分休憩



午後2時25分開議

○千葉英也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

小泉委員の質疑に対する答弁を求めます。

知事鈴木直道君。

○鈴木知事 事業の目的と効果についてでありますけれども、国は、定額減税の実施にあつては、1人当たり4万円の減税について来年6月から実施となります。

本事業につきましては、生活必需品である米と牛乳の値上げ影響相当分を対象とし、その6月からの実施までの間の対策として、道として実施をするものであります。

○千葉英也委員長 小泉真志君。

○小泉真志委員 重なる部分があつて、7万円と5万円が重なって今すぐ支給される状況にあると思うのですよね。そこに、牛乳券、お米券を重ねるということに対して、重なり過ぎではないか、子育て世代に厚く寄せられているのではないかということをおは指摘させていただいているのです。

今後も続くであろう経済対策には、今回、私からたださせていただいた部分についても検討をいただいて、様々な意見を取り入れて対策を講じていただきますよう求めておきます。

次に、今回の追加提案補正予算には、中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費が計上されております。

本事業で前向きな投資ができる体力のある事業者への支援としては否定しませんが、いわゆるゼロゼロ融資の利用後も倒産が増えている中、道による資金繰りに対する負担軽減や経営支援も非常に重要と考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 中小・小規模事業者の方々への支援についてであります。エネルギーや原材料価格の高騰の影響が長期に及ぶ中、道が実施したゼロゼロ融資の返済が本格化するなど、中小・小規模事業者の皆様の経営環境は依然として厳しいものと認識をしております。

このため、道では、このたびの追加対策により、経営コストの削減や業務の省力化、効率化の支援などを通じた事業者の経営基盤の強化を図るとともに、低利な借換え融資の利用促進や金融機関に対する返済条件変更への柔軟な対応について要請を行うなど、返済負担の軽減と資金繰りの改善に取り組むことはもとより、中小・小規模事業者の皆様の事業継続に向けたきめ細かな支援に引き続き努めてまいります。

○小泉真志委員 次に、委託事業に係る不正防止策に関して、今回の補正予算案に計上された事業の多くについては、道から事業者への委託により実施することが見込まれます。貴重な財源の一部が委託業者に流れている現状を踏まえれば、適正な委託契約の執行を確保することは極めて重要であり、今回の対策の陣頭指揮を執る知事の責任も重大であります。

電通北海道やシグマスタッフの事例を踏まえ、委託契約の適正な執行の確保や不正防止についてどのように取り組むか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 委託契約に係る不正防止策についてであります。道としては、今後、改ざんなどの不適切な行為が繰り返されることがないように、公的業務に関する基本的なルールや留意事項についてあらかじめ受託者に周知するなど、事務処理手続を見直したほか、職員向けの会計事務研修において、契約事務の注意事項に関する講義の内容を充実するなど、職員のスキルアップにも取り組むこととしています。

また、委託期間中においても、関係書類の徴取に加え、必要に応じて、随時、現地調査を行うとともに、完了検査時には、源泉徴収関係書類等の改ざんが難しい公的書類を用いた勤務実態の確認など、その実効性が伴うよう、牽制機能を十分に働かせるなどしながら、不正の防止に向け、不断に取り組んでまいります。

○小泉真志委員 次ですが、物価高騰、エネルギー価格高騰はいまだに終わりが見えず、道民の生活や事業者は依然厳しい状況にあります。

道や国、市町村における各種対策の早期執行はもとより、対策の周知の徹底や支援をプッシュ型で行うよう工夫するなど、必要な方に確実に支援が届く仕組みの構築が必要なことは言うまでもありません。

今後も、厳冬期を迎える本道の事情を踏まえて、適切な対策の追加が重要であります。年明け以降、補正予算や来年度当初予算での切れ目のない対応も検討すべきであります。

今後、知事はどのように進めていくつもりなのか、所見を伺います。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。道としては、このたびの価格高騰等対策として、所要の補正予算を議決いただいた後、市町村や関係機関とも連携しながら、各般の施策の効果的な周知や迅速かつ効果的な執行に努め、支援を必要とする皆様に一日も早くお届けできるよう取り組んでまいります。

一方、国の対策には、一部、時間を要するものもある中で、物価の先行きは見通せず、道民の皆様や事業者の方々は厳しい状況が続くことが懸念をされますことから、私としては、今後も、引き続き、経済対策推進本部において、現下の経済状況や対策の進捗について情報共有するとと

もに、道民の皆様や事業者の方々の支援ニーズの把握に努め、適切に対応してまいります。

○小泉真志委員 政府が経済対策に盛り込んだ減税と給付でございますけれども、給付については、年内にという部分を目標としておりまして、減税については、来年6月以降の実施となると承知をしております。

そこまでの時間的なはざまがございますので、もしお困りの方がいるときには目を配っていただいて、ぜひ対策を講じていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、プレスト1・7について質問させていただきます。

道有施設でありますプレスト1・7の取扱いに関し、各部審査では、信託財産の取扱いに関する最終的な考えを早急に取りまとめ、示してまいるとしておりましたが、知事に、今後の方針や進め方について改めて所見を伺います。

○鈴木知事 プレスト1・7についてであります。道では、昨年2月の事業総括の取りまとめから1年半以上が経過したことなどを踏まえ、改めて、外部有識者の方々から御意見をお伺いし、社会経済情勢の変化等を確認するとともに、今後の取扱いについて、複数のケースを想定した収支試算なども行ったほか、道有財産等有識者会議から信託財産の取扱いについて御意見をいただいたところであります。

道としては、これまでの対応経過や、道が信託財産を引き継ぎ、賃貸事業を継続した場合に想定されるリスク等も勘案した結果、信託受益権での売却が最も適当でありますことから、来年10月末の信託期間満了までに手続を完了するため、財産の処分に係る議案の令和6年第2回道議会定例会への提出に向けて、速やかに売却の手続を進めてまいります。

○小泉真志委員 紆余曲折もありましたけれども、決断をされたということですので、しっかりと取り組んでいただきますよう、指摘をしておきます。

次に、自治体におけるシステム標準化への対応について、各部審査では、移行期間であります2025年度末まで2年を切った中、財源面での不安などもあり、移行に向けた準備が順調に進んでいない市町村があるとのことでありました。

179市町村を擁する広域分散型の北海道では、標準化によるスケールメリットの恩恵を受けやすいことが想定される反面、各地域における状況も多種多様であることから、個々の状況に応じて丁寧に対応していくことが重要であります。

今後、どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 自治体情報システムの標準化についてであります。システムの標準化に向けて、多くの市町村では、ノウハウや人材の不足に加え、財政負担に対する懸念がありますことから、道では、これまで、地域説明会での情報提供や研修会による人材育成を行うとともに、専門知識を有するアドバイザーを派遣するほか、全国知事会と連携し、標準化に要する自治体の負担軽減などについて国に要請を行ってきたところであります。

道としては、引き続き、市町村における移行作業の進捗を把握しながら、セミナーの開催やそれぞれの実情に応じた助言を行うとともに、国に確実な財政支援を求めるほか、システム事業者

が撤退し代わりが見つからないなど、令和7年度末の期限までの移行が極めて困難な場合には、国に対し、該当する市町村への期限の再設定を働きかけ、情報システムの標準化が円滑に進むよう取り組んでまいります。

○小泉真志委員 次に、道立高等看護学院の運営のうち、道立江差高等看護学院の学生が自死せざるを得なかった痛ましい事案に関し、道の顧問弁護士から遺族側代理人に宛てた10月27日付の回答書によると、「最終的な要因は確定されておらず、ハラスメント行為が必然的に本件自死に直接結びついたとは言い切れないと考えております。」とある点について、各部審査では、教員によるハラスメントなど、相当因果関係を認めているのならば、それと矛盾する内容であり、この回答書は撤回すべきではないかとただし、また、今後の対応について、最後は知事の政治決断で対応する旨の指摘もしましたが、現在協議中であることを含め、曖昧な答弁に終始したところであります。

そこで、知事は、現時点においても、この回答書の内容を是としているのか、また、丁寧かつ誠意を持って対応するとするなら、撤回し、謝罪をした上で協議に臨むべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 賠償の協議についてであります。道では、遺族側代理人弁護士からの損害賠償を請求する文書を受け、道の賠償責任の範囲等について、第三者調査委員会の調査書の結論部分にあります、最終的な要因については確定できないが、少なくとも本学院における学習環境が要因になったものと認定でき、自死との相当因果関係は認められるとの記載など、調査書の全体の内容を踏まえ、道の代理人弁護士などと検討を行い、考え方を示したところでもあります。

現在、道と遺族側、双方の代理人弁護士を通じて協議を行っているところであり、引き続き、遺族側の御意向なども伺いながら、丁寧かつ誠意を持って対応してまいります。

○小泉真志委員 まず、知事は、相当因果関係が認められる中でも、この回答書を是としているのか、確認をさせていただきたいと思えます。

○鈴木知事 賠償の考え方についてであります。道の賠償の考え方につきましては、調査書の内容全体を踏まえて検討したものでございます。

○小泉真志委員 繰り返しの答弁でございましたけれども、道の顧問弁護士の役割は、道の持ち出しを減らすことが役割で、ああいった対応になったのかもしれないと思えますが、御遺族に寄り添わない道や知事の姿勢は、北海道がパワハラや人権侵害に対して真摯に取り組まないということを内外に周知してしまうことになってしまうのではないのでしょうか。

道内でも看護師不足が叫ばれている今、江差高等看護学院の対応のまずさから、解決が長引けば長引くほど、道立の看護学院は受験したくないという声が高まるばかりではないのでしょうか。

これを払拭するためにも、この問題は早期解決しかないと思っています。丁寧かつ誠意を持って対応するとしているのならば、しっかりと御遺族に寄り添わなければならないと思っています。

この混乱を終息させるためには、知事の政治判断しかないと思えます。知事、まずは、回答書

を破棄してから謝罪して、そして、改めて示談交渉に臨むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○鈴木知事 賠償に係る協議についてであります。現在、道と遺族側の双方の代理人弁護士を通じて協議を行っているところでございます。

引き続き、遺族側の御意向などを伺いながら、丁寧かつ誠意を持って対応させていただきたいと考えています。

○小泉真志委員 私は、ここは、もう鈴木知事の政治判断しか解決方法はないと思っておりますので、ぜひ、このことは指摘をさせていただきたいと思えます。

次に、観光振興を目的とした新税についてですが、この間、使途やビジョンが明確にされておらず、財源確保ありきで進められているとの指摘をしてまいりました。

せめて、導入の議論に当たっては、何に幾らぐらいかかるかを積み上げ方式で示し、どのような北海道の観光を目指していくかを明確化すべきと考えますが、改めて所見を伺います。

また、今後、市町村や宿泊事業者、利用者との調整をどのようなスケジュールで行い、新税についての結論をいつ頃に出すつもりなのか、伺います。

○鈴木知事 新税に関し、今後の進め方についてであります。私としては、本道の大きな強みである観光をさらに伸ばし、持続的な発展につなげていくためにも、新税の導入は必要と考えておりますが、そのためには、関係する市町村と、スケジュールなども含め丁寧に調整を行っていくことが重要であります。

このため、道としては、こうした市町村との調整はもとより、納税していただくこととなる宿泊者の方々や宿泊事業者の皆様をはじめ、新税に関わる幅広い方々の御意見を踏まえ、具体的な使途の内容や規模感を含む税制度等についてさらに検討を行い、道議会をはじめ、年明け以降に予定している懇談会などで検討状況をお示しし、議論を深めながら、道の考え方を取りまとめてまいります。

○小泉真志委員 市町村の中には、合宿誘致等をまちづくりの柱にしている市町村もあります。ここに新税が課せられると誘致が厳しくなることから、そもそも、道として新税を創設する必要はないと考える市町村もあると伺っております。

特に、このような市町村からの意見を早急に取りまとめるべきと考えますが、所見を伺います。

○鈴木知事 市町村との意見交換についてであります。今後の検討に当たっては、市長会や町村会はもとより、税の検討を行っていない市町村とも意見交換を行う場を設けるなど、道内各地域の市町村の皆様にも広く御理解いただけるよう、丁寧に検討を進めてまいります。

○小泉真志委員 推進している側の市町村のみならず、同じように意見交換していただくことを要望しておきます。

次に、本道における総合物流対策であります。来春を目前に控える物流の2024年問題には、様々な関係者との連携協力の下、安定かつ効率的な物流体制を確立する取組が不可欠なのは言う

までもありません。

そのため、適正な運賃収受が図られるように荷主への働きかけを行うとのことですが、総合的な物流対策の実効性をどのように確保していくのか、知事のアクションも含めて伺います。

○鈴木知事 物流対策についてであります。本道の物流の中核を担う運送事業者においては、人口減少や高齢化の進行に伴うドライバー不足に加え、2024年4月から適用される時間外労働の上限規制への対応などの課題に直面をしており、本道の物流を安定的に確保していくためには、労働時間の短縮や収入の確保といった労働環境の改善のほか、輸送の効率化などに様々な関係者が連携して取り組むことが重要であると考えております。

このため、道では、北海道交通・物流連携会議の物流ワーキンググループにおいて、各輸送手段の機能や連携の強化などの具体的な方策を取りまとめ、物流事業者や関係団体、行政が一体となって、トラック輸送の効率化や鉄道輸送へのモーダルシフトをはじめ、取引環境の改善に向けた荷主への働きかけのほか、人材の確保育成など、物流を支える環境整備に向けて取り組んでいるところでございます。

道としては、引き続き、情勢の変化に対応できるよう、こうした取組を進めるとともに、国などの関係者と連携を図りながら、道民への再配達への削減に向けた啓発に取り組むなど、安定的かつ効率的な物流ネットワークの形成に向けて取り組んでまいります。

○小泉真志委員 次に、北海道雇用・人材対策基本計画について、フリーランスが2024年問題の網から漏れる問題、ラピダスの工事の本格化を前に深刻化する建設現場での人材不足問題、さらに、経済の血液と言われる物流及び交通事業においても運転手不足が一段と深刻化していることは、これまで、道議会で再三議論してきたとおりであります。

このように、各分野での人材不足や人材の奪い合いの激化も想定される中、道が調整役となり、抜本的な対策を打つ必要がありますが、次期北海道雇用・人材対策基本計画にどのように反映し、対応しようとするのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 次期北海道雇用・人材対策基本計画についてであります。道内では、人口減少や少子・高齢化の進展に加え、雇用のミスマッチなどにより、多くの業種で人手不足が深刻化する中、地域経済の活性化に向け、様々な手だてを講じて人材の確保と育成に取り組むことが重要と認識しています。

道では、良質で安定的な雇用の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、本計画において、中長期的な視点から、人材の育成確保、働きやすい環境の整備など働き方改革、地域経済や雇用を支える企業の生産性や収益力の向上といった雇用に関する基本的な事項を定め、各関係団体等と連携しながら、それぞれの産業を取り巻く人手不足の現状や課題などの把握に努めるとともに、北海道人材確保対策推進本部などを活用し、全庁が一体となって各産業分野の施策との連携を図りながら、地域経済を支える人材の確保と育成に努めてまいります。

○小泉真志委員 北海道という特殊性を踏まえたときに、その中で奪い合いをするのではなくて、道としてしっかりと戦略を持って取り組んでいただくことを指摘させていただきます。

次に、札幌冬季オリンピック・パラリンピックについて伺います。

11月29日、I O Cは、今後のオリンピック、パラリンピックの候補地について、2030年はフランスのアルプス地域、2034年はアメリカのソルトレークシティにそれぞれ一本化することを決定しました。また、2038年大会については、2027年末まではスイスと優先的に協議を行うことも併せて公表されております。これにより、秋元市長は、19日に招致活動から撤退を正式表明すると報道されました。

まず、この間、札幌市と共に誘致活動を推進した北海道として、I O Cの決定をどう受け止めているのか、また、今後の北海道としての冬季スポーツの振興の考え方について、併せて知事の所見を伺います。

○鈴木知事 札幌冬季オリパラの招致などについてであります。オリンピック、パラリンピックの開催は、スポーツの振興はもとより、地域の活性化や観光振興、さらには、共生社会の実現につながるものと考え、道内の自治体と共に札幌市の取組に連携協力してきたところでありますが、先月末のI O C理事会での候補地決定により、大会招致が事実上困難になったことから、札幌市は、I O C理事会の決定事項を踏まえ、改めて関係者と協議を行いたいとしており、まずは、札幌市の考えを伺い、今後の対応について協議をしております。

オリンピックの大会招致は、事実上困難となったわけではありますが、道としては、積雪寒冷といった本道の自然環境の優位性を生かして、引き続き、誰もがいつでも日常的に冬季スポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、競技団体等と連携協力しながら、有望な選手の発掘、育成など、ジュニア期からの戦略的な選手の強化を図り、オリンピック・パラリンピック大会など、世界の舞台で活躍できるよう取り組んでまいります。

○小泉真志委員 次に、秋元市長は、現在開催中の市議会の中で、札幌冬季オリパラの開催はなくなりましたが、冬季競技施設の更新整備については計画どおり進める旨の考えを明らかにしました。

一方、道立では、真駒内屋内競技場が会場候補であり、各部審査において、真駒内屋内競技場の改修計画についてただしたところ、長寿命化計画に基づいて維持管理、補修に努めてまいると、何とも消極的な答弁に終始しておりました。

真駒内屋内競技場の問題については、単に施設の更新計画の問題にとどまらず、北海道の冬季スポーツ振興の観点からも重要な問題と考えますが、今後の真駒内屋内競技場の利活用に向けた整備計画について、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 真駒内公園屋内競技場についてであります。この施設は、フィギュアスケートやアイスホッケーなどの国際大会や全国規模のスポーツ大会に活用されているほか、子どもたちを含め、一般の方々にも広く利用されており、冬季スポーツの振興や選手の育成を図る上で重要な施設であると認識しています。

このため、道では、平成26年度に策定した道立公園施設長寿命化計画に基づいて、定期的な点検や健全度の評価を実施し、その結果を踏まえ、計画的に施設の補修などに取り組むとともに、

トイレなどのバリアフリー化を進めてきたところでございます。

道としては、札幌冬季オリンピック・パラリンピックの動向を見極めるとともに、利用者アンケートの実施や指定管理者との意見交換により利用者ニーズを把握しながら、将来にわたって幅広い世代が冬季スポーツなどに親しむことができる施設として利活用が図られるよう、引き続き、必要な補修や改修などを行ってまいります。

○小泉真志委員 スポーツ推進条例がある北海道として、札幌の真駒内屋内競技場の役割は大きいものだと思っております。国際大会を誘致する、そして、冬のスポーツの振興という部分で、ぜひこれを推進していただくよう強く求めておきます。

次に、ヒグマ対策などについて、地域住民各層から、今の緊急対策と中長期的なビジョンに基づく恒久対策の両立が求められております。

今月に入って道内各地でヒグマ被害や出没情報が急増しており、とりわけ、札幌市や近隣自治体で、冬眠しないヒグマの存在などが報道されていることから、地域住民が歩くのも怖いと不安を訴えている現状であります。

そのため、エゾシカと関連し、地域づくり総合交付金におけるヒグマ枠の創設を含め、国の交付金を活用した上で、さらに重厚なヒグマ対策、エゾシカ対策への予算づけを行い、駆除、捕獲を強化すべきであります。

改めて、今後どのように取り組むのか、知事のヒグマ及びエゾシカの両対策における具体の見解を伺います。

○鈴木知事 ヒグマやエゾシカ対策についてであります。ヒグマについては、12月も各地で出没するなど、人とのあつれきがかつてないほど高まっており、エゾシカについては、令和元年度から推定生息数が年々増加をし、農林業被害額は令和2年度から増加が続いているほか、交通事故や列車運行の支障も過去最多となるなど、野生鳥獣対策は喫緊の課題であると認識をしています。

このため、ヒグマ対策については、人里への出没抑制や捕獲従事者の育成確保に向け、地域づくり総合交付金のエゾシカ緊急対策事業とほぼ同様の経費を対象として、春期管理捕獲に取り組む市町村を支援する補助制度を提案するとともに、国の補正予算におけるクマ緊急出没対応事業について、北海道の現状をお伝えしながら、本道での効果的な実施に向け、国と連携して取り組むほか、適正管理のための捕獲目標の設定やゾーニング管理の導入などの検討を進め、ヒグマ管理計画の充実に向けた見直しを早急に進めるなど、道民の皆様にはヒグマ管理の方向性をお示しながら実効ある対策に取り組んでまいります。

また、エゾシカ対策については、来年1月からの緊急対策期間の設定に取り組むとともに、国の鹿の集中捕獲に対する補正予算を活用した捕獲の強化や、道の地域づくり総合交付金による新たな冬期間の雌鹿の捕獲強化を行うほか、国の施策を最大限活用したさらなる捕獲の上積みを図るなど、エゾシカ対策に取り組んでまいります。

道としては、今後とも、国に対して必要な予算の確保を働きかけ、市町村などと密接に連携を

図りながら、道民の皆様の安全、安心な暮らしを守るとともに、農林業被害などの軽減に向けて危機感を持って野生鳥獣対策の強化に取り組んでまいります。

○小泉真志委員 今、知事から、国に対してしっかりと要望し、また、市町村との連携も取られるということですので、そこはお願いしたいと思います。また、流れとして、人への被害、農産物への被害等々もありますので、その部分はしっかりと対策をしなければなりません、やっぱり、種の保存という部分で、両立をしていく、このバランスも非常に大事だと思いますので、ぜひ、そのように進めていただくようお願いを申し上げます。

次に、酪農振興について伺います。

生乳の生産抑制、飼料高騰、個体価格の下落等により、酪農家の厳しい現状は改善されておられません。そんな中、国内畜産大手のメガファームが政府系ファンドからの再生支援を受けると発表したことを受け、道内の農業関係者からは、畜産業界の先行きに不安を募らせる声が上がっております。

酪農ショックと言われるこの間、道は、これまで、配合飼料価格の高騰対策や生乳生産基盤の確保に向けて支援を実施し、本定例会においても、自給飼料生産支援酪農対策事業として24億円を追加提案しております。

生産基盤の確保のためには自給飼料の拡大が不可欠であります。道は、第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画の目標である牛の飼料自給率62%の達成に向けて尽力されていることは承知をしておりますが、計画策定時は、価格の安かった配合飼料を輸入して経営することが前提となっていたはずであります。しかし、これだけ配合飼料が高騰すると、その前提が崩れてしまいます。

今後、外的要因に左右されない体質の強い酪農・畜産経営を図るためには、さらなる自給飼料の拡大が求められると考えますが、どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 自給飼料の生産と利用の拡大についてであります。配合飼料価格が高止まりする中、本道の酪農・畜産経営が持続的に発展していくためには、恵まれた土地資源を生かした良質な自給飼料の生産と利用の拡大を進め、外的要因に左右されにくい生産基盤を構築していくことが重要であります。

このため、道では、北海道酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、優良品種を用いた草地の計画的な整備改良や、TMRセンターなど営農支援システムの整備、スマート農業の導入による省力化などを進めてきたところでございます。

道としては、関係機関・団体と一体となってこうした取組をさらに加速するとともに、本定例会に追加提案した、自給飼料の高品質化などに取り組む酪農家に対する支援のほか、水田地帯における子実用トウモロコシの生産拡大や耕種農家とのマッチングを図るなど、自給飼料の生産基盤に立脚した体質の強い酪農・畜産経営の確立に取り組んでまいります。

○小泉真志委員 厳しい状況が続いておりますけれども、道庁として、支援の部分も含めてよろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりますが、ホタテガイなどの現状についてお伺いします。

中国の輸入停止措置から3か月以上が過ぎ、9月にはホタテガイをはじめとする全ての水産物の輸出額がゼロとなり、深刻な状況は現在も継続されております。

国は、総額1007億円の政策パッケージによる支援を表明し、道においても、緊急的な対応として、道産水産物の消費拡大に向けた取組に支援を行っているものと承知しておりますが、中国の輸入停止措置が長引くと、状況はますます悪化し、さらなる国の支援が必要となることも想定されます。

今回の追加提案には、ALPS処理水対策に係る補正予算は計上されておりましたが、道として今後どのように対応していくのか、お伺いをします。

○鈴木知事 中国の輸入停止への対応についてであります。道では、「食べて応援！北海道」キャンペーンを全国的に展開し、ホタテガイをはじめとする道産水産物の消費拡大を図るとともに、道内各地で国の事業を活用した消費喚起や学校給食での食材提供が行われておりますほか、ふるさと納税においても積極的に活用されるなど、国内消費は着実に拡大をしているところであります。

道としては、引き続き、道内外での販売促進に加え、宿泊事業者など幅広い業種の方々と連携した取組を進めるとともに、国の政策パッケージや経済対策として追加措置された支援策も活用しながら、加工処理体制の強化を図るほか、新たな輸出先として期待されるASEAN諸国や欧米における輸出プロモーションの実施や商談機会の提供など、国内外の需要の確保と併せ、国の支援策が本道の実情を踏まえた内容となるよう働きかけるなど、道内の水産業に携わる事業者の皆様への影響が最小限となるよう取り組んでまいります。

○小泉真志委員 最近、イギリスの大衆紙が、函館の海岸への魚の大量漂着とALPS処理水の放出との関連性を印象づけるような記事を掲載し、それがSNS上で拡散するなど、新たな風評被害を生みかねない誤情報が広がっていると認識しております。

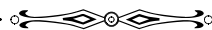
こうした誤情報は、その都度、科学的な根拠に基づく正しい情報を発信するなど、毅然とした対処をすることも重要であります。お金をかけずにすぐできることと思いますので、道としても、知事や道の公式のSNSを活用し、こうした誤情報をしっかりと否定していくなど、国内向けはもちろん、海外への情報発信も含めた日常的な風評被害対策にもしっかりと取り組むよう求めて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○千葉英也委員長 以上で小泉委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩



午後3時35分開議

○千葉英也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、通告に従い、初めにゼロカーボン北海道についてであります。

ゼロカーボン基金については、財政調整基金の取崩し25億円などにより、知事が胸を張って表明した100億円となったところでありますが、こうしたこともあってか、財調は500億円の目標を立てているものの、令和5年度末の残高見込みは323億円にとどまっているわけであります。

まず、財調の目標額500億円の達成見通しを伺います。

○千葉英也委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 財政調整基金についてであります。道では、行財政運営の基本方針において、中長期的な取組として、将来的に500億円程度の確保を目指すこととしております。

道財政は、来年度の収支不足額が令和以降最大となる見込みにあるなど、引き続き厳しい状況にあり、毎年度の予算編成における財源として、財政調整基金の取崩しが必要となることも想定されることから、500億円程度の確保を見通すことは難しい面もあるところであります。

道としては、引き続き、歳入歳出予算全体について徹底した精査を行うことはもとより、歳入確保や効率的な予算の執行などにより財源を捻出しながら、可能な限り積立てを行い、基金残高の確保に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今、知事は、500億円程度の確保を見通すことは難しい面もあると素直に答弁をされたと思うわけでありまして、今後も、金利の動向や収支不足の見通しなどを見ても、財政の部分につきましてはマイナス要因のほうが引き続き大きいわけでありまして、だからこそしっかりと規律ある行財政の取組を進めていかなければいけないわけでありまして。

そこで、このたびのゼロカーボン基金の活用方針案が示されたわけでありまして、基金充当事業の選定に当たっては、温室効果ガス削減効果や事業実施による波及効果などを客観的に評価する必要があると考えるわけでありまして。

分科会でも指摘しましたが、道有施設等財源措置のある事業については、十分に留意して選定するとともに、その経過も明らかにすべきと考えるわけでありまして、今後の取組について所見を伺います。

○鈴木知事 基金事業についてであります。道では、道も含めた多様な主体が行う脱炭素化を進めるため、基金を充当する事業の選定に当たっては、活用方針案に基づき、先駆性やモデル性、地域への波及性のほか、温室効果ガスの削減量や費用対効果などを考慮するとともに、国の補助金や他の財源などの有効活用も含め、予算全体の中で調整の上、検討、選定し、議会にお諮りをしてまいります。

また、選定した事業につきましては、事業内容とともに、選定理由となる温室効果ガスの削減量や地域への波及性など、期待される効果も併せて公表してまいります。

○赤根広介委員 財調から25億円、ある意味、召し上げられた財政課からすれば、せめて道有施設の整備に基金事業を充てるという理屈は、道庁内の理屈としては通るわけでありまして、なか

なか一般には分かりづらいわけであります。だからこそ、事業の見える化を進めていく必要があると考えるわけであります。

そこで、CO₂削減の目標値について、事業内容によっては目標設定が難しいということは理解をするわけではありますが、今後の事業選定に当たっては、温室効果ガスの削減量を公表するということでもありますから、あらかじめ目標値を設定し、それに沿った事業を採択するべきと考えるわけではありますが、目標設定について所見を伺います。

○鈴木知事 基金事業の選定などについてであります。充当事業の選定に当たっては、事業の先駆性やモデル性、地域への波及性ととも、事業実施後の目標とする温室効果ガスの削減量や費用対効果などを考慮し、毎年度の予算編成の中で、より効果的な事業を検討、選定していくこととしております。

また、基金を活用した事業については、削減効果の実績を、毎年度、評価、確認するとともに、次年度以降の施策の展開に反映し、取組を進めていくことにより、2030年の48%削減、さらには、ゼロカーボン北海道の実現につなげてまいります。

○赤根広介委員 道の最重要政策でありますゼロカーボン北海道については、これから本格化していくわけでもありますので、事業者はもとより、道民がしっかりと参画できるように、道としての取組を求めておきたいと思っております。

次に、北海道半導体関連産業振興ビジョンについてであります。

ビジョン骨子案では、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点を実現し、その効果を全道に波及させるとあるわけではありますが、知事は、いつまでにそうした体制というものをご構築しようとしているのか、伺います。

また、ラピダス社が北海道にしっかりと根差し、単なる製造拠点ではなくて、名実ともに北海道のパートナーとなり、大きな付加価値を生み出していくべきと考えるわけでもあります。そのためには、ぜひとも本社機能の北海道移転を実現するべきだというふうに考えるわけではありますが、知事の取組について伺います。

○鈴木知事 複合拠点についてであります。半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向けては、まずは、ラピダス社が進めている次世代半導体の量産技術の確立を成功させることが何よりも重要であるとの認識の下、2025年のパイロットライン稼働、2027年の量産化を念頭に、当初の5年間で重点期間に位置づけ、必要な支援を行うこととしております。

あわせて、10年間の計画期間において、関係する主体が連携して、半導体関連産業の集積や産学官によるイノベーションの創出、人材育成の安定供給に取り組み、その機能を充実させてまいります。

ラピダス社への対応についてであります。小池社長は、将来構想として、千歳市の製造拠点の周辺で、日米欧の産官学連携や、先端半導体開発、人材の相互交流、育成に取り組む可能性などを発言されておりますほか、1月下旬に千歳事務所を設置することを表明したものと承知しております。

ラピダス社の本社機能の本道への立地につきましては、本年2月の誘致の際に、私自ら強く働きかけたところであり、道では、半導体製造に加え、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現を目指していく中で、本道への本社機能の立地について今後とも働きかけてまいります。

○赤根広介委員 知事は、この間、北海道への本社機能あるいはサテライトオフィスの誘致を積極的に進めてきたところであり、国策とも言われるラピダス社の北海道への本社機能の移転が実現すれば、それは相当なインパクト、意義があるというふうに思いますので、ぜひ、ここは知事の強力なリーダーシップを求めておきたいというふうに思います。

次に、観光振興税についてであります。

税率は、コロナ禍前の検討で示された一律100円の案から、1回目の懇談会での議論を経て、2回目の懇談会では、100円から500円の段階的定額制が示されたわけであり、

この変更した理由については、60億円という財源規模ありきということも言われるわけですが、それも使途が示されていないことが一因だというふうに考えるわけであり、まず、変更した理由について改めて伺います。

また、市町村においては、コロナ禍前に示された100円定額制を基本に検討してきたわけですが、突然、たたき台が変更となり、混乱しているわけであり、

道は、市町村に対しどのように対応するのか、たたき台の取扱いと併せて所見を伺います。

○鈴木知事 新税の税率についてであります、コロナ禍以前の検討では、市町村税を含めた税負担などを考慮し、全道一律100円の定額制が望ましいとの方向性をお示ししておりましたが、本年8月に開催した1回目の懇談会では、その考え方を振り返りながら御議論いただき、各委員の皆様のお意見を座長が総括し、コロナ禍以降の情勢変化などを踏まえ、中長期的な行政需要への対応という点から、税額の引上げとともに、負担能力も考慮した段階的定額制について検討すべきとの意見を取りまとめていただきました。

また、道では、検討再開後、同じく新税の検討を進める市町村と意見交換を行ってまいりましたが、その中で、多くの市町村から、今後調整を進める上でも道の考え方を早く示してほしいといった御意見をいただいております。

こうした経過を踏まえ、9月に開催した2回目の懇談会において、今後の議論のたたき台として、税の使途や段階的定額制のイメージを新たにお示しいたしました。

市町村との調整についてであります、道では、たたき台をお示しした後、担当職員が新税を検討している市町村等に赴き、それぞれの地元の事業者の皆様の声もお聞きしながら、道と市町村の役割分担を踏まえた税の使途や税率の在り方などについて調整を進めております。

たたき台は、もとより固まったものではなく、道としては、こうした市町村との調整や事業者の皆様をはじめ、新税に関わる幅広い方々の御意見を踏まえ、具体的な使途の内容を含む税制度等についてさらに検討を行い、道議会をはじめ、年明け以降に予定している懇談会等で検討状況をお示しし、議論を深めながら、今後も必要な調整を丁寧に行ってまいります。

○赤根広介委員 次に、観光振興機構についてであります、観光PRやプロモーション活動

は、事業の性格上、民間主導であり、基本財源は官民同等の負担が基本スタンスだったわけですが、現状は必ずしもそうなっているとは言い難いわけであります。

新税導入に伴い、機構の在り方について知事がどのように認識をされているのか、伺います。

○鈴木知事 観光振興機構と新税の関わりなどについてであります。機構は、民間事業者をはじめ、市町村や地域の観光団体など、観光に関わる幅広い会員から成る公益法人であり、本年6月に見直した新たな役員体制の下、自主財源のさらなる確保に向けた取組など、財務、事業、組織にわたる改革を精力的に進めていると承知しています。

これまで、道では、本道の観光振興に向けて、民間のノウハウや官民のネットワークなどを活用し、より効果的な施策の展開を図るため、機構からの提案要望なども参考にしつつ、毎年度の予算編成の中で、機構が主体となっていく事業に対する負担金等の精査を行っております。

新税の運用につきましては、もとより道議会における御議論を十分踏まえながら検討していくこととなりますが、いずれにいたしましても、機構には、北海道観光の司令塔としての役割をしっかりと担っていただくことを期待しており、道としても、現在機構が進める改革の取組を積極的にサポートしてまいります。

○赤根広介委員 今、知事からは、機構には北海道観光の司令塔としての役割をしっかりと担っていただくことを期待しているということでありまして、私も、現在機構が進めている改革については率直に評価をし、また、応援をしているところであります。

しかし、これから、観光振興税を導入していくのが2年後になるのか3年後になるのか、判然といたしません。いわゆる北海道観光を次のステージに押し上げるための重要な政策だというふうには考えております。そのときに、やはり、道庁組織の中でも長年懸案事項でありました道庁の観光局と機構との関係、こういった言わば二重になっている体制を一元化することを、今からしっかりと庁内あるいは機構とともに検討していく、そういう段階にあるのではないかと私は考えるわけでありまして、この点、重ねて知事に所見を伺います。

○鈴木知事 観光振興機構と新税の関わりなどについてであります。新税の使途などが現時点で決まっていないうちで、機構は、本年6月に見直した新たな役員体制の下で、財務、事業、組織にわたる改革を精力的に進めていると承知しています。

道といたしましては、まずは、こうした機構の取組について積極的にサポートをしていくという考えでございます。

○赤根広介委員 現状、今すぐどうこうという話にならないことは十分承知をするわけですが、やはり、少し先を見た体制の在り方というのを今からしっかりと準備しておく必要性については指摘させていただきます。

札幌市は、2025年までに宿泊税を導入したいということも報じられているわけでありまして、市長もそういったことを述べているわけですが、知事も、成案をいつまでに示すかなど、道民に対して、しっかりと自ら発信する必要があるのではないかと考えるわけでありまして、今後の対応について所見を伺います。

○鈴木知事 新税の導入についてであります。私といたしましては、本道の大きな強みである観光をさらに伸ばし、持続的な発展につなげていくためにも、新税の導入は必要と考えております。

一方で、新税の導入は、道民の皆様をはじめ幅広い方々に御負担や御協力をいただくこととなり、こうした皆様に御理解をいただくためには、関係する市町村とスケジュールなども含め、丁寧に調整を行いながら、北海道全体として望ましい税となるよう、検討を進めていくことが何よりも重要であります。

道としては、具体的な使途の内容を含む税制度等についてさらに検討を行い、懇談会等で議論を深めながら、そうした検討の状況や御議論の経過などについて、今後とも、インターネット等を通じ効果的に発信をするとともに、様々な機会を捉え、その必要性についてしっかりと説明をまいります。

○赤根広介委員 私は、そもそも十数年前の初めての一般質問が観光振興税の導入でありました。そのときの答弁は、研究してまいるということで、これはやらないという意味だったのですが、今、十数年たってようやくここまでの段階に来たわけでありまして、コロナ禍前は、会派としても積極的に提案をしていたわけでありまして。

丁寧にという取組は分かるわけでありまして、しっかりと時間軸というものを意識しながら、知事にはリーダーシップを発揮していただくよう、強く指摘をさせていただきます。

次に、価格高騰等経済対策についてであります。

経済対策の中心は、もちろん経済部ではありますが、1次産業分野、保健・福祉分野など、多岐にわたる政策の取りまとめを行うのはなかなか厳しいのではないかとすることは、昨年来、指摘してきたところでありますし、多額の執行残を出してしまいました節電プログラムなどは記憶に新しいわけでありまして。

道としての総合的な政策調整は、必要な経済対策にあっても、濱坂さん、やはり、私は政策局が行うべきだと考えるわけでありまして、知事に所見を伺います。

○鈴木知事 経済対策の取りまとめについてであります。道では、感染症の影響の長期化、エネルギーや原材料等の価格高騰を受け、経済状況の変化を的確に捉え、道民生活から事業・生産活動まで、様々な経済活動を支える対策を実施するために、昨年7月に経済対策推進本部を設置いたしました。

その後、価格高騰が長期化する中、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営への影響を軽減し、社会経済活動の回復を確かなものとしていくため、経済対策推進本部において累次の経済対策を推進してきたところであります。

道といたしましては、今後とも、業種、分野の枠を超えた幅広い情報の収集、共有を図り、その時々々の状況に応じた適切な対応が図られるよう、この本部の下で対策を取りまとめてまいります。

○赤根広介委員 経済部におきましては、先ほど議論したまさに重要課題でありますラピダス、

あるいは、デジタル産業、新エネ、観光振興税、そして経済対策、これから先は原発再稼働の問題も経済部は担当していくわけであります。

そうした場面におきまして、部としてもそうですし、担当副知事が誰であっても、庁内で効率的、効果的に行財政資源を運用していくためには、いま一度、所管というものがどこにあるべきかというのは検討するべきだというふうに思います。これは別に、土屋さんに能力がないとかそんなことを言うつもりは全くなくて、やっぱり、より効率的に道庁運営をしていく、そして、成果を上げていく、そのための検討というものを、いま一度、ぜひやっていただくよう指摘をさせていただきます。

次に、ヒグマ対策についてであります。

今回の補正予算で道の対応を期待しておりましたが、予算額は僅か1500万円、しかも、道の直接経費ではなくて、全額が市町村への補助金でありました。これでは、知事のヒグマ対策についての本気度が問われても致し方ないのではないかと考えるわけであります。

ぜひ、来年度当初予算では、1桁違う事業展開というものを期待するわけでありますが、知事の意気込みを伺います。

○鈴木知事 ヒグマ対策についてであります。12月に入っても各地でヒグマが出没するなど、人とヒグマとのあつれきがかつてないほど高まっている一方、市町村では、捕獲従事者の確保が難しくなっていることを踏まえ、道として春期管理捕獲に取り組む市町村を支援する補正予算を提案したものであり、市町村にその目的を十分周知しながら春期管理捕獲をしっかりと推進し、人里への出沒抑制や捕獲従事者の育成確保につなげてまいります。

また、国に対しましては、引き続き、熊類の指定管理鳥獣への指定や鳥獣被害防止総合対策交付金予算の確保に加え、市街地出沒抑制に必要な出動経費等への支援などを働きかけるとともに、国の補正予算におけるクマ緊急出沒対応事業について、本道で効果的に実施できるよう、北海道の現状をお伝えしながら、国と連携して取り組んでまいります。

道としては、ヒグマの適正管理のための捕獲目標の設定やゾーニング管理の導入などの検討を進め、ヒグマ管理計画の充実に向けた見直しを早急に進めるなど、道民の皆様にはヒグマ管理の方向性をお示するとともに、春期管理捕獲に加え、地域における対応力の強化やヒグマに関する普及啓発など、実効ある対策に取り組み、道民の皆様の安全、安心の暮らしを守るため、危機感を持ち、ヒグマ対策の強化に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 まずは、来春の春期管理捕獲でこの1500万円が余ることのないように、そして、むしろしっかりと使われて、既決予算も充当しなければいけない、それぐらいの取組になるように、道としての働きかけを強く求めておきたいと思っております。

次に、子ども政策についてであります。各部審査で、医療的ケア児への対応や各種子育て支援について伺いました。

子育て支援は、若年妊婦や児童虐待など、多岐に及ぶ喫緊の最重要課題であるわけでありまして、本来であれば、計画の見直しを1年早めるぐらいのスピード感があってもよいのではないかと

と考えるわけであります。

山積する課題を解決するためには、令和6年度予算から実効性のある対策を講じる必要があるとともに、実施主体であります市町村の取組の実効性を高めるためにも、知事の強いリーダーシップが求められるわけでありますが、新年度予算編成に向けて、知事はどのように臨むのか、所見を伺います。

○鈴木知事 子ども政策に関して、今後の取組についてであります。国が年末までに閣議決定するこども大綱は、大人が中心になっている社会の形を「こどもまんなか」へと変えていく大きな方向性を示すものであると認識しています。

このため、道では、子ども施策の基本理念や目指す姿などを道民の皆様と共有する道の条例や計画との整合性など、精査を進めつつ、来年1月に、北海道子どもの未来づくり審議会を開催し、次期計画の策定に向けた議論や条例の見直しの必要性の検討を開始することとしています。

道としては、こうした審議会での議論はもとより、創意工夫を凝らしながら、子ども・子育て支援に取り組む市町村とより緊密な連携を図りながら、本道における子ども施策を着実に推進していくことができるよう、今後の国の予算編成や地方財政対策なども踏まえ、来年度の予算編成に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 次に、感染症対策についてであります。

各部審査では、高齢者のワクチン接種率の低下などについて議論をしてまいりました。

今後の感染症対策については、地域保健政策を併せて推進するためにも、市町村や関係団体に任せ切りにするのではなくて、道としても、本庁、保健所等が積極的に道民に対する直接的な働きかけを行うべきと考えますが、今後の対応について所見を伺います。

○鈴木知事 今後の感染症対策についてであります。道では、新興感染症等の発生・蔓延時に迅速かつ的確に対応するために、医療機関や医師会などの関係団体はもとより、道民の皆様の御理解と御協力をいただくことが重要との認識の下、これまでの道における新型コロナウイルス感染症への取組の検証も踏まえつつ、今般取りまとめた次の感染症予防計画の素案では、取組の柱の一つとして、感染症に関する道民の皆様の理解促進を図るため、各種広報媒体等を活用し、必要な情報の提供や予防に関する正しい知識の普及に努めていくことを盛り込んだところであります。

道では、今後とも、地域の感染状況を丁寧に把握しながら、分かりやすい情報を発信するとともに、季節や連休、大型イベント開催といった時期なども考慮しつつ、道が中心となった適時的確な注意喚起により感染予防意識を高めていくなど、全道一丸となって、道民の皆様の命と健康、暮らしを守ることができるよう、感染症危機管理対策に積極的に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 最後に、看護政策についてであります。

道では、6月2日に道顧問弁護士と示談交渉に関わる業務委託契約を締結していることが、各部審査で存在が明らかになった庁内協議の資料で判明したわけであります。

そこで、この業務委託の内容や金額について伺います。

○鈴木知事 委任契約についてであります。道の代理人弁護士との委任の内容につきましては、令和5年3月31日付の「道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会調査書」の内容に基づく道の対応に係る対象者との示談交渉、示談締結、その他これに関する一切の事務となっており、その契約金額は44万円となっているところであります。

○赤根広介委員 それで、これほどの重大な事案に対する道の方針を決定する会議にもかかわらず、道の決定書によると、たった15分でこの会議は終了しているわけであります。

知事は、この会議で賠償方針案について了解しておりますが、方針などの説明を受けた際、御自身が繰り返し述べてきた、御遺族の御意向を伺いながら誠意を持って対応してまいるという姿勢に沿った内容と確信を持たれたのか、認識を伺います。また、会議の場ではどのような発言、指示をされたのか、伺います。

○鈴木知事 道としての考え方についてであります。本案件については、第三者調査委員会の調査書を受理した以降も担当部から随時報告を受けており、賠償の考え方の提示に当たっては、道の法的責任や賠償の範囲等について、代理人弁護士の見解なども含めた検討内容の説明を受け、了解したものであります。

また、その際には、丁寧かつ誠意を持って対応するよう指示を行ったところでございます。

○赤根広介委員 決算特別委員会の知事総括質疑や各部審査で、道の今後の対応について、繰り返したまいましたが、道の法的責任、また、賠償の範囲などについては、道と御遺族側の双方の代理人弁護士を通じて協議を行っている、引き続き、御遺族の意向なども伺いながら丁寧かつ誠意を持って対応すると繰り返すばかりであります。しかしながら、協議を進め、そして、取りまとめていくためには、その具体的な方針というものを知事自らが示す必要があると考えるわけであります。

決算特別委員会終了から3週間余りが経過しているわけですが、知事は、御自身の果たすべき役割をどう認識し、この間、どのように対応してきたのか、伺います。

また、知事自らが、直接、御遺族と向き合い、道の対応についての説明や謝罪をする意思をお持ちなのか、今後の対応と併せて所見を伺います。

○鈴木知事 賠償の協議についてであります。道の賠償につきましては、代理人弁護士の見解や御遺族側との協議経過を踏まえ、最終的には私が判断するものであり、双方による協議が引き続き必要であると考えております。

今後の対応についてであります。現在、道と遺族側の双方の代理人弁護士を通じて協議を行っているところであります。引き続き、道の代理人弁護士の見解を伺うとともに、遺族側の意向なども伺いながら、丁寧かつ誠意を持って対応してまいります。

○千葉英也委員長 赤根委員につきましては、時間を経過しておりますので、簡潔にお願いします。

○赤根広介委員 今、知事から、最終的には私が判断するものであるという答弁があったわけがあります。当然のことだというふうに思うわけですが、知事は、その判断に至る中で、御

遺族の意向に少しでも歩み寄るといふ心積もりはおありなのか、この点をまず伺います。

また、どういふ条件を満たせば、知事は最終判断が可能となるのか、併せて伺い、質問を終わります。

ありがとうございました。

○鈴木知事 道の賠償につきましては、代理人弁護士の見解や御遺族側との協議経過を踏まえ、最終的に私が判断をするものでございます。そして、今後の対応については、現在、道と遺族側の双方の代理人弁護士を通じて協議を行っているところであります。

引き続き、道の代理人弁護士の見解を伺うとともに、遺族側の意向なども伺いながら、丁寧かつ誠意を持って対応してまいります。

○千葉英也委員長 以上で赤根委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

寺島信寿君。

○寺島信寿委員 私は、新たな感染症への対応について、ドクターヘリについて、観光振興について、人材確保等についての4点について知事に伺っていきます。

まず、新たな感染症への対応についてであります。

本年5月、国は、感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけをこれまでの2類相当から5類感染症へと移行し、今年度中は、一般医療での対応に向け段階的に進めながら、来年度からは、完全に一般医療の中での対応とする方針を示しております。

今後は、新型コロナウイルス感染症への対応は、季節性インフルエンザのように、通常医療によって対応していくこととなりますが、いつまた新たなウイルスによる感染症が大規模に発生するか分からないことを考えますと、新型コロナウイルス感染症の経験を生かし、今のうちからこうした感染症危機に備えることが重要と考えます。

一方、新型コロナウイルス感染症の対応に当たっては、発生から3年間にわたり、札幌医科大学をはじめとする医育大学やその附属病院の協力により、PCR検査など病原体の検査や感染患者の治療といった本来の機能や役割等に加え、医療機関等へのゾーニング指導など、道の依頼に基づく感染制御等の専門・技術的な業務等にも対応するなど、大きな役割を果たしてきたものと承知しております。

こうした点を踏まえますと、今後、未知の感染症の発生が想定される中、感染症への備えや発生後の対応につきまして、道内の専門機関の知見や機能等を総動員して臨むことが極めて重要であり、まずは、何よりも札幌医大などの医育大学等との緊密な連携が不可欠であると考えます。

先日の各部審査におきまして、これまでの道における新型コロナへの対応や取組について検証した結果を、現在策定中の次の感染症予防計画に反映していくとのことでありました。

次期感染症予防計画には、感染症危機に向けた有効な対策が盛り込まれることが期待されることではありますが、今後、新たな感染症の発生や感染拡大が起こっても私たち道民が不安なく生活していくため、知事は、どのような計画を策定されようとしているのか、伺います。

また、特に道内の医育大学等との連携についてはどのように考え、感染症危機管理対策を進めていくつもりなのか、併せて伺います。

○千葉英也委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 新たな感染症への対応等についてであります。今般、道が取りまとめた次の感染症予防計画の素案では、今後の新たな感染症にも迅速かつ的確に対応できる実効あるものとなるよう、これまでの道における新型コロナウイルス感染症への取組の検証も踏まえつつ、必要な感染症対策について、この間、医療の専門家等による専門・技術的な協議を重ねた上で、医療を必要とする方々が身近な地域で医療の提供を受けられるよう、新たに、医療機関と病床確保等に係る医療措置協定を結ぶ仕組みや、札幌大をはじめとする道内の医育大学等とも連携した専門人材の養成など、実践的な取組も盛り込んだ計画としているところであります。

道としては、医育大学や医療機関、医師会等の関係団体を構成員として設置した北海道感染症対策連携協議会において取組の進捗状況を定期的に確認し、実効性を高めながら着実に進めていくことにより、道民の皆様への命と健康、暮らしを守ることができるよう、全道一丸となって感染症危機管理対策に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 道民の皆様と関係する皆様の安心と、医療現場の持続可能性をしっかりと担保できるような取組をお願いしたいと思います。

次に、ドクターヘリについてです。

本年6月に、道南の八雲町の国道で都市間バスと大型トラックが衝突し、5名が亡くなり、12名が負傷するという大規模な痛ましい交通事故が発生したところであります。

大規模事故等で傷病者が多数発生した場合、地元消防のみでは対応が困難となることが想定され、近隣消防からの応援などを含め、広域的な連携支援が必要と考えます。

八雲町での事故については、地元の八雲町消防が主として対応しながら、近隣の森町消防からの応援に加え、道南ドクターヘリが出動したものと伺っております。

もとより、広域な本道では、基本的には、札幌を中心とした道央圏、旭川を中心とした道北圏、釧路を中心とした道東圏、そして、函館を中心とした道南圏のそれぞれにおけるドクターヘリ4機体制で道内全域をカバーしております。

しかしながら、傷病者の発生状況によっては、さらに他の圏域のドクターヘリや道消防防災ヘリ、他の機関への要請が必要となることも考えられるものであり、これらの点については、多数の傷病者などをどこに搬送するのか、また、搬送機関については、どのような連携を図り対応するのかなど、広域搬送における一つのマニュアルを策定すべきと考えております。

今後、広大な道内のどこで大規模事故等が発生するか分かりません。このため、我が党として、広域的な救急搬送体制の確保の必要性について、今定例会における一般質問及び予算特別委員会の各部審査において取り上げてきたところでありますが、広域的な救急搬送体制については大変重要な課題であると認識しております。

災害対応を担う総務部をはじめ、ドクターヘリを所管する保健福祉部など、関係各部がなお一

層連携を深めながら対応について検討すべきと考えております。知事の所見を伺います。

○鈴木知事 大規模事故等における救急搬送体制についてであります。多数の負傷者を伴う大規模事故等が発生した場合には、救急車両をはじめ、複数の搬送手段が必要となる事態も想定をされますことから、道内の各消防本部では、協定を締結するなどして相互の応援体制の確保を図っているところでございます。

また、負傷者の搬送時間短縮により、救命率の向上や後遺症の軽減が図られる場合などには、ドクターヘリを要請し、ケースによっては、通常の運航圏を超えた要請を行うこととしておりますほか、消防防災ヘリなどにも要請を行う体制の確保が図られているところでございます。

道としては、引き続き、各種の訓練や会議などを通じて、庁内関係部局はもとより、医療機関や消防本部などの関係機関との緊密な情報共有や連携強化を進め、広域的な救急搬送体制の確保に取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 いざというとき、命を救うためには一刻を争う状態になると思います。その最適解である意思決定と指示がしっかりとできるような備えをお願いしたいと思います。

次に、観光を目的とした新たな税に対する認識についてです。

予算特別委員会における我が会派からの質疑に対しまして、道は、観光振興を目的とした新たな税について、北海道全体として望ましい税となるよう考え方を取りまとめるなどの答弁がありました。一方で、この間、道のたたき台に対しては様々な意見が寄せられているものと承知しております。

私どもも、「ほっかいどう女将の会」をはじめ、多くの団体、事業者の方々より御意見、御要望をいただいております。先ほど来の議論のとおり、受益と負担のミスマッチということ、それから、用途が不明瞭であるという声がメインであります。また、多くの事業者からは、今、ようやくコロナが明けて、借りた運転資金の返済も始まった中、人手不足等を克服しながら、ようやくチャレンジしていくというこのタイミングで、この拙速な議論にはちょっとついていけないという話はよく聞きます。

また、広域な本道では、地域の実情も本当に様々であるので、コンセンサスを得ることは本当に難しいのだろうなということを感じております。

そこで伺います。

まず、知事は、これら新税についての道民の要望、意見についてどのように受け止めているのか、伺います。

○鈴木知事 新税のたたき台についてであります。これまで、道では、たたき台を基に新税を検討している市町村との調整や宿泊事業者の皆様との意見交換を行う中で、観光振興のための安定的な財源の必要性などについては、多くの方に御理解をいただく一方で、道と市町村との役割分担や徴収事務の負担軽減といった観点から様々な御意見、御要望をいただいております。

道としては、こうした皆様の声をしっかりと受け止め、今後の検討に活かしてまいります。

○寺島信寿委員 次に、今後の取組についてです。

道においては、今後、道民をはじめとする宿泊者や、市町村、税の徴収事務を担う予定の宿泊事業者の意見や意向を丁寧に把握し、道の考えに反映させていくことが必要と考えます。

新税の検討に当たっては、様々な御意見を踏まえて、改めてたたき台を精査し、丁寧な検討を進めるべきと考えます。

今後のスケジュールも含めて、道の見解を伺います。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。たたき台については、もとより固まったものではなく、道としては、道民の皆様をはじめ、納税していただく方々や市町村の皆様、宿泊事業者の皆様などの御意見を踏まえながら、具体的な使途の内容を含む税制度等についてさらに検討を行い、道議会をはじめ、年明け以降に予定している懇談会等で検討状況をお示しし、議論を深めてまいります。

私としては、本道の大きな強みである観光をさらに伸ばし、持続的な発展につなげていくためにも、新税の導入は必要と考えており、幅広い皆様の御理解をいただけるよう、関係する市町村と、スケジュールなどを含め、丁寧に調整を行いながら、北海道全体として望ましい税となるよう、鋭意、取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 次に、人材確保等についてです。

まず、外国人材の確保についてです。

人口減少や少子・高齢化の進展により、生産年齢人口は今後も減少し、労働力をどのように確保していくのが喫緊の課題となっております。

このような中、外国人労働者は道内各地の様々な産業において活躍しており、人手不足が深刻化していく中で、今後、その役割はますます重要になっていくものと考えております。

先般、国の有識者会議において、技能実習制度の見直しに向けた最終報告書が取りまとめられたところと承知しておりますが、この最終報告書では、国際的な人材獲得競争が激しさを増している中、日本が外国人材に選ばれる国となることを目指すことが提言として盛り込まれております。

道が行った、外国人技能実習制度に係る受入状況調査によると、技能実習を修了した後、約2割が道外に転出してしまうという実態にありますことから、道としても、北海道が外国人労働者に選ばれるような環境などについてしっかりと整備していく必要があるものと考えます。

知事は、今後、外国人労働者の確保、受入れ環境づくりに向けてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○鈴木知事 外国人材の確保などに関する今後の取組についてであります。現在、外国人材の方々は、技能実習生を中心に、全道各地の様々な産業で活躍されており、今後とも、北海道がそうした方々に選ばれるためには、本道の魅力の発信とよりよい就労環境の整備に努めていくことが重要であると認識しています。

このため、先般、私がベトナムを訪問した際、送り出し機関を訪れ、北海道の魅力をPRしたほか、ベトナム政府と人材交流の拡大に向けた意見交換を行い、現在、人材交流の覚書の締結に

向けた協議を進めているところであります。

また、国の有識者会議において、私から、人手不足が深刻な地方の人材確保に向けた対策の必要性などについて発信をしてきたところであり、道として、引き続き、国内外への本道の魅力発信や外国人の方々にとって働き暮らしやすい環境づくりに努めるなど、地域経済を支える外国人材の確保、定着に向け、取り組んでまいります。

○寺島信寿委員 私の地元の旭川の会社ですが、最初、ベトナムから実習生を受け入れて、その方々が、今、国に戻って、結構な勢いで事業を始めまして、そこと事業のパートナーとなって、その旭川の会社では、新規事業を将来の希望を持ってやっているみたいな例があって、信頼を構築していくことはすごい大事だと思いますので、環境づくりをよろしくお願いします。

次に、半導体人材の確保についてです。

現在、ラピダス社は、本格操業に向けて様々な人材確保に取り組んでいるものと承知しております。

ラピダス社の特徴は、世界との協業とよりスピード重視の経営戦略だというふうに認識しております。そういったスピード感でいきますと、企業側は、デイ単位の思考回路ですけれども、教育現場はあくまでも1年単位で進んでいくので、このスピード感の違いのミスマッチは相当な課題かなと。それから、企業側が要求する人材量の確保は本当に課題だと思っています。

先日、我が党として北大を視察してまいりまして、いろいろと意見交換したのですが、半導体人材といっても、様々な多層構造で、トップ人材からボリューム人材までであるということで、そこに対応すること、それから、裾野を広げるということで、熊本大学では、半導体のコースに女性枠を設置したというふうに伺いました。北海道でも、リケジョを増やす取組、女性にチャレンジしていただける環境が重要だと考えます。

また、理系人材が道外、海外に進出する流れから、しっかりと道内で頑張ってもらえるような新しい流れに、そして、海外や道外で活躍している人も、働く場所があれば本道に戻ってくるというような考えもあると思います。

さらに、キャリアパスという意味で、親たちが我が子の選択肢として排除しないというか、そういう将来像も大事かなということを感じました。

一方で、地元では人材を取られるという危惧もありますが、あくまでも新しい労働市場を開拓するということだと思っています。半導体人材の確保については積極的な取組が大事だと思います。今後、道で半導体人材の確保にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木知事 半導体人材の確保についてであります。ラピダス社の立地を契機として、半導体の複合拠点の実現を図るためには、半導体関連産業を担う人材の確保が重要であると認識しています。

このため、道では、国が設立した北海道半導体人材育成等推進協議会に参画し、幅広い関係者と連携の上、全道各地の道立高校やMONOテクでの出前講座をはじめ、高校生を対象に関連産業を見学するバスツアーを実施するほか、若年層向けのアニメ動画や展示物等の活用などによ

り、人材育成の取組を進めているところでございます。

また、これらの取組に加え、半導体拠点形成推進本部を設置した北海道大学や、新たに半導体の科目を開講した旭川高専や釧路高専など、教育機関との連携を一層強化しながら、理工系人材が道内で活躍できる場の創出に取り組むとともに、U・Iターンといった人材誘致の取組を活用するほか、海外向けに本道の充実した生活環境の魅力をPRするなどして、半導体関連産業を持続的に支える人材の確保に努めてまいります。

○千葉英也委員長 以上で寺島委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

真下紀子君。

○真下紀子委員 交通政策について伺います。

今年3月末に、国土交通省は、北海道新幹線新函館北斗－札幌間の費用対効果が、事業費の大幅増を受けて0.9と、投資に見合う1を下回ったと公表しました。新函館－新青森間は既に開業しているわけですがけれども、この乗車率は、今も3割に届かず、赤字の累計は7年半で約806億円、開業までの赤字を見込みますと、優にドジャースの大谷翔平の年俸を超えることは確実でございます。

家賃収入の減少が毎年20億円も続きます。昨年、6450億円もの工事費を増額したばかりですがけれども、新たに羊蹄トンネルの岩塊が見つかって、工期延長、工事費増額も否定できず、道と沿線の負担も大きく膨らむことは否定できないと、分科会で明らかになりました。

知事は、こうした状況を踏まえて、2031年には発現するという開業効果に厳しい目を向けるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○千葉英也委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 北海道新幹線の札幌開業に向けた取組についてであります。北海道新幹線の新函館北斗－札幌間につきましては、昨年12月、国の有識者会議の報告書において、事業費が6450億円増額する見通しであることが示されますとともに、工期に関しては、巨大な岩塊の出現や地質不良などに起因して、三、四年程度遅れている工区も存在するものの、まだ相当の事業期間が残っていることから、現時点では工期を見通すことは困難とされたところであります。

一方、本年3月の公共事業の再評価におきましては、国が定める技術指針に基づく費用便益分析に加え、開業後の交流人口の拡大や沿線地域の活性化などを通じた効果も含め、総合的に評価して、事業継続と判断されたものと承知をしており、道といたしましては、新幹線効果が最大限に発揮されるよう、一日も早い札幌までの開業に向け、国や鉄道・運輸機構に対し、コスト縮減や工程の工夫などについて強く求めてまいります。

○真下紀子委員 そうはいつでも、工期は見通せないわけですね。そして、新幹線の運賃設定は、現状のJR運賃よりも安くなると答えておりました。しかし、利用者数が不明なのです。

そこで、現状、150万人ほどの道央、道南の流動量が、2030年に一気に年間570万人と4倍近くに増える見込みを示しています。これは、便益効果を大きく見せるための数字であって、あまり

に荒唐無稽ではないでしょうか。

そもそも、新幹線の札幌延伸によるJR北海道の経営自立、黒字化は実現可能なのか、新幹線の赤字が地方路線の廃線、減便に拍車をかけることになっていないか、並行在来線のバス転換が、一層、運転手不足を加速させ、道内全体の持続可能な地方交通の維持に逆行することになりかねないのではないかと分科会で課題を申し上げました。

BバイCが0.9の新幹線は、一度立ち止まって、激変する課題に向き合って、新幹線計画を再検討する必要があると考えますけれども、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 北海道新幹線の札幌開業についてであります。北海道新幹線の札幌までの開業は多くの道民の願いであり、本道経済にとって非常に大きな効果が期待されるだけでなく、全国の高速度交通ネットワークがつながることで我が国全体の発展にも寄与するものと考えております。

現在、沿線地域では、札幌開業を見据えたまちづくりが進められ、また、JR北海道においても、開業後の経営自立を目指した取組が進められているところであり、道としては、引き続き、国や鉄道・運輸機構に対し、貸付料の確保などによる地方負担の軽減はもとより、コスト縮減や工程の工夫など、2030年度末の札幌までの完成、開業に向けた取組を進めるよう強く求めていくとともに、建設工事が円滑に進むよう、沿線自治体など関係の皆様と一丸となって取り組んでまいります。

○真下紀子委員 道は大変厳しいということを申し上げて、交通政策については終わります。

次に、江差高看のパワハラ問題についてです。

知事は、第三者調査委員会の調査書をお読みになったと承知をしておりますけれども、第三者調査委員会が認定した4件のパワハラをどのように承知されているのでしょうか。

○鈴木知事 認定された事案についてであります。第三者調査委員会において、元学生や教員等への聞き取りの結果、ハラスメントが疑われるとされた9件の事実のうち、提出期限に遅れたため、教員が再試験のプリントを受け取らず留年が決まったこと、教員が実習等で指導を拒絶したこと、人格を変えなければいけないと思わせるような指導を行ったことなど、推認や可能性を含め、4件のハラスメント事案が認定されたところと承知をしております。

○真下紀子委員 大変ひどいパワハラが4件認定されたわけですが、それでは、このパワハラと自死との関連及び背景事情についてはどのように承知をされておりますか。

○鈴木知事 自死との関連等についてであります。第三者調査委員会の調査書では、最終的な要因については確定できないが、少なくとも本学院における学習環境が要因となったものと認定でき、自死との相当因果関係は認められるとされていること、精神的に追い詰められていたことや人格を否定されるような言動が自死に影響を与えたものと認められるなどのほか、学院の学生をふるい落とすような教育方針や管理監督責任を有する道にも問題があると記載されているところでございます。

○真下紀子委員 知事は、調査書をよく読んで、今の答弁に至ったと思うのですが、この答弁をするに当たって、この学生さんが、一体、道立の高等看護学院でどのような学院生活を送

っていたと思ひ至ったのでしょうか。知事に聞いているから、知事の言葉でここは答えてください。

○鈴木知事 道として、ハラスメントが認定をされたことについて、学院の設置者として重く受け止めております。学院運営の改善に不断に取り組むことが必要であると受け止めたところであります。

○真下紀子委員 そのような答弁を期待していたわけではなくて、こうしたハラスメントが行われている状況でも、この学生さんは卒業に向かって頑張っていたのだというふうに私は思います。

10月20日の決定書には、自死との因果関係に対する考え方として、調査書の認定した記載がございませんでした。

パワハラ及びパワハラと自死との因果関係を知事が答弁したわけですが、なぜここには記載がなかったのでしょうか。

○鈴木知事 道の賠償責任などについてであります。賠償の考え方の提示に当たっては、調査書の全体の内容を踏まえ、道の法的責任や賠償の範囲等について代理人弁護士などと検討を行ったものでございます。

○真下紀子委員 第三者調査委員会にお願いをしたパワハラの実事認定と自死との関係について、調査書にしっかりと報告があるのに、なぜこれが入っていなかったかということなのです。

それで、そうではなくて、自死との因果関係について、決定書には、最終的な要因について確定できないが、相当因果関係は認められるとした結論部分、それから、一委員からの、推認できる限りでハラスメントの事実と因果関係を認定したものにとどまる、本調査結果は直ちに行為者及び管理者の民事上の責任を裏づけるものではないとの付言を根拠にして、併記して書いてありました。これはなぜなのでしょう。

○鈴木知事 協議の内容などについてであります。調査書の結論部分にあります、最終的な要因については確定できないが、少なくとも本学院における学習環境が要因となったものと認定でき、自死との相当因果関係は認められるとの記載など、調査書の全体を踏まえて検討したところであります。

○真下紀子委員 そうであるなら、今議論されているような問題は起きなかったと思うのです。

パワハラの実事認定、自死との因果関係の実事認定にも言及していない決定書の下で、一部を切り出して、多くの教員によるふるい落とすような教育方針、不適切な指導態度に徐々に精神的負担を募らせた本学院生は、学院に対する信頼や希望を失っていった、パワハラを受けたことにより自死を考えるようになり、さらなるパワハラを予想して自死を選択した、これが今回の調査書の大きな結論なのです。

先ほど、知事は、自分が最終的に判断するとおっしゃいましたが、この10月20日の判断も知事が行ったわけですね。こうして積み重なったパワハラの下で追い詰められて自死に至った学生のことを、なぜこのときに議論しなかったのでしょうか。議論はされたのでしょうか。

○鈴木知事 調査書についてであります、第三者調査委員会の調査書を受理した以降も担当部から随時報告を受けております。

賠償の考え方の提示に当たっては、道の法的責任や賠償の範囲等について、代理人弁護士の見解なども含めた検討内容の説明を受け、了解をしたものであります。また、その際に、丁寧かつ誠意を持って対応するように指示を行ったところでございます。

○真下紀子委員 この学院で起こったパワハラに対する知事の認識というのが本当に深いものなのかどうかは今問われているのだと思うのです。

何度も何度も、学院のほうには、パワハラの訴えがあつたり告発があつたりして、調査して是正する機会を持っていたのです。ところが、それを是正してこなくて、積み重なったパワハラの結果として、この学生さんは自死を選択せざるを得なかったのです。頑張っていた学生が自ら命を絶たなければならなかった、こういうことが起きているわけです。

長い間、もう10人以上の教員がパワハラをしているわけですから、そのパワハラを是正してこなかった道の責任を知事はどう考えているのでしょうか。

問題を放置して解決しなかった、そして、そのことが積み重なったパワハラによって、この学生さんの希望を打ち壊し、自死にまで至らしめてしまったという責任について道はどう考えているのでしょうか。

○鈴木知事 これまでの対応等についてであります、道では、これまでも、ハラスメントが疑われる苦情等があつた場合には、再発防止に向け、その都度、教員への指導など管理職の立場にある職員が対応を行ってまいりましたが、ハラスメントが認定されたことにつきましては、学院の設置者として重く受け止めており、学院運営の改善に不断に取り組んでいく必要があると考えております。

○真下紀子委員 管理職の立場にある職員が対応していたと。そうであれば、なぜこんなに10年以上にわたってハラスメントが道立の高等看護学院で続いていたのですか。その効果があつたと言えるのですか。

○鈴木知事 これまでの対応等についてでありますけれども、道においては、これまでも、ハラスメントが疑われる苦情等があつた場合には、再発防止に向け、その都度、教員への指導など管理職の立場にある職員が対応を行ってまいりましたが、ハラスメントが認定をされたことにつきましては、学院設置者として重く受け止めております。学院運営の改善に不断に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

○真下紀子委員 不十分な答弁なので、後から指摘します。

理不尽なパワハラによって自死により亡くなつてもなお、御遺族に理不尽な思いをさせている、それが今の賠償交渉、示談交渉の経過の中で起きている事実です。

知事は、今、道立高等看護学院の運営の改善を図るとおっしゃいましたが、信頼と希望を取り戻すために、今回の賠償交渉、示談交渉がどのような行く末になっていくかということを見目が注目していて、そこに学院再生の本気度が現れているということを見るのだと思うので

す。知事はそう思いませんか。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。現在、道と遺族側の双方の代理人弁護士を通じて協議を行っているところであります。引き続き、道の代理人弁護士の見解を伺うとともに、遺族側の意向なども伺いながら、丁寧かつ誠意を持って対応してまいります。

○真下紀子委員 先ほど、知事は、自分で最終的に判断するとおっしゃったのですけれども、どういう判断をされるのですか。

○鈴木知事 現在、道と遺族側の双方の代理人弁護士を通じまして協議を行っているところでございます。道の代理人弁護士の見解を伺うとともに、遺族側の御意向なども伺いながら、丁寧かつ誠意を持って対応してまいります。

○真下紀子委員 その答弁を繰り返してきたけれども、今の事態に及んでいるわけですよね。相手方の学生側の代理人弁護士のほうからも、理不尽だという声が寄せられているということなのです。

分科会審議では、賠償に係る示談交渉に当たって、議会議論も顧問弁護士には伝えられていると答えておりました。道との複数回の打合せも行われて、賠償額は確定したものではないという答弁も受けております。

さらに、遺族側の意向を伺いながら、知事が繰り返しているように、丁寧かつ誠意を持って対応すると言っているわけですから、そうすると、今後は、遺族側から道の対応が理不尽だと言われることがないような結果につながる、そういう交渉が進むという理解でよろしいでしょうか。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。現在、御遺族側の代理人弁護士と道の代理人弁護士の双方で協議を行っているところでございます。

御遺族側の意向なども伺いながら、丁寧かつ誠意を持って対応してまいります。

○真下紀子委員 その知事の言葉が行動に現れるかどうかを道民は注視していると思います。

理不尽なパワハラによって自死し、そして、亡くなってもなおまだ理不尽な思いをさせる道立高看に誰が進学を希望するのでしょうか。

知事の対応いかんによって、道立高看への入学ということ、道立高看の再生ということが本気で行われるのかどうかということが問われているのです。こうした事態に及んでもなおかつ、遺族側に対して、理不尽だと思わせるような対応しかできないような道立の看護師養成機関であっていいのかが今問われているわけです。

それと、もう一つ、最後に申し上げておきますけれども、今まで、何度も何度も指摘されてきたことですが、公立校としての特殊性についてです。

学費収入を優先的課題とする必要のない公立校として、臨床現場に配置しにくい人材に退職してもらったことでもできずに、直接、患者を受け持たない学校に転勤させてきた公務員の特殊性も指摘されています。今後も厳しい目で監督を続けなければ、同様のハラスメント体質を再び生じさせてしまうリスクが高いと調査書で指摘されているのです。

だから、今、北海道内の道立高看を再生させていくために多くの人が力を尽くしているとき

に、知事が、この示談交渉でその姿を体現して見せることがとっても重要だということを申し上げて、そして、そのことが北海道内の道立高看での看護師の養成に大きな力になるのだということをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○千葉英也委員長 以上で真下委員の総括質疑は終了いたしました。

以上で総括質疑は終結と認めます。

これをもって、付託議案に対する質疑並びに質問は全て終結いたしました。

お諮りいたします。

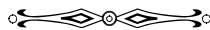
付託議案に対する意見の調整は理事会において行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉英也委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後 5 時 休憩



午後 5 時 2 分開議

○千葉英也委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの理事会において付託議案に対する意見調整を図ってまいりましたが、議案第10号につきましては、意見の一致を見るに至らなかった次第でありますので、御報告を申し上げます。

それでは、議案第10号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉英也委員長 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案可決と決定いたしました。

次に、議案第1号ないし第3号、第11号ないし第14号、第16号及び第19号ないし第21号を問題といたします。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも原案可決とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉英也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号ないし第3号、第11号ないし第14号、第16号及び第19号ないし第21号につきましては、いずれも原案可決と決定いたしました。

お諮りいたします。

付託議案に対する審議経過及び結果に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉英也委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもって、本委員会に付託されました議案の全部を議了いたしました。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○千葉英也委員長 本委員会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会は、12月5日に設置以来、令和5年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政全般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、平出副委員長、内田、大越両分科委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものであり、厚くお礼申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

これをもって閉会いたします。（拍手）

午後5時5分閉会